

茨木市次世代育成支援行動計画

(第3期：平成27～31年度)

次代の社会を担う子どもたちを育むまち“いばらき”

～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～

(素案)

平成26年(2014年)11月



茨木市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
第2節 計画の性格	3
1 位置付け	3
2 他計画との関係	4
第3節 計画の期間と推進体制	6
1 計画の期間	6
2 計画の推進体制と進行管理	6
第2章 計画の構想	7
第1節 計画の基本理念	7
第2節 施策展開についての考え方	7
1 ライフステージに沿った施策の展開	7
(1) 妊娠・出産期 ～ 安心して妊娠・出産できるように ～	8
(2) 就学前期 ～ のびのびと子どもが育ち、安心して子育てできるように ～	8
(3) 小・中学校期 ～ 「生きる力」と豊かな感性が育まれるように ～	9
(4) 青年期 ～ 心豊かな次代の親が育つように ～	9
2 社会的な支援が必要な子どもや家庭に対する施策の展開～ 社会的な支援 が必要な子ども・家庭が安心できるように ～	10
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展 開 ～ 仕事と生活の調和がとれるように ～	10
4 施策展開のイメージ図	11
第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の総括	13
第1節 基本目標ごとの取組状況と課題	13
1 すべての子育て家庭を支える環境づくり	14
(1) 地域での子育て支援サービスの充実	14
(2) 子育て支援ネットワーク化の推進	15
2 仕事と子育ての両立ができる環境づくり	15
(1) 男女共同参画による子育ての推進	15
(2) 仕事と生活のバランスが図れる職場環境の推進	16
(3) 仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実	16

3	子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり	17
(1)	就学前教育・保育の充実	17
(2)	特色のある学校教育の充実	18
(3)	地域との協働で進める子育て・子育て支援活動活性化	19
(4)	子どもの視点を取り入れた社会づくり	20
4	子どもを生子、育てやすい環境づくり	20
(1)	母と子の健康を育む環境づくり	20
(2)	ひとり親家庭への支援の充実	21
(3)	障害のある子どもをもつ家庭への支援の充実	22
(4)	配慮が必要な子どもがいる家庭への支援の充実	23
(5)	児童虐待防止対策の推進	23
5	安心して子育てができる環境づくり	23
(1)	子どもや子育て家庭のためのバリアフリーで安全なまちづくり	23
(2)	子育て家庭への経済的支援の推進	24
第2節	計画の数値目標の進捗状況	25
1	定期的な保育等に関する事業	25
2	一時預かり保育等に関する事業	26
3	地域における子育て支援に関する事業	27
第4章	施策の展開	29
第1節	ライフステージに沿った施策の展開	29
第2節	ライフステージごとの施策（事業）	34
1	妊娠・出産期	34
(1)	子どもを生子育てるための意識啓発	34
(2)	妊産婦の健康保持・増進	35
2	就学前期	36
(1)	子どもの健康保持・増進	36
(2)	就学前教育・保育の充実	37
(3)	子育て支援サービスの充実	39
(4)	地域ぐるみの子育て支援	41
(5)	安心して外出できる環境整備	43
3	小・中学校期	45
(1)	特色ある学校教育の充実	45
(2)	学校・地域・家庭の連携	48
(3)	安全で安心な居場所づくり	49
(4)	子どもの視点を取り入れた社会づくり	51

4	青年期	52
(1)	若者の自立支援	52
(2)	青少年の健全育成	53
(3)	体験活動の充実	54
第3節	社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援の展開	55
1	ひとり親家庭支援	55
2	障害のある子どもを養育する家庭への支援	57
3	児童虐待防止	60
4	外国人など配慮が必要な家庭への支援	61
5	子どもの貧困対策	62
第4節	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展開	63
1	意識啓発	63
2	職場環境の改善に向けた支援	64
第5章	子ども・子育て支援事業の推進	65
第1節	教育・保育提供区域の設定	65
1	教育・保育提供区域設定の考え方	65
2	本市における教育・保育提供区域	65
第2節	子ども・子育て支援事業についての考え方	67
1	「量の見込み」と「確保の内容」を設定する事業	67
2	量の見込み設定についての考え方	68
3	平成27年度から31年度までの推計児童数	69
第3節	幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容	72
1	1号認定	73
2	2号認定	79
3	3号認定	85
第4節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容	92
1	【新規】利用者支援事業	92
2	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、つどいの広場）	93
3	妊婦健康診査事業	97
4	乳児家庭全戸訪問事業	98
5	養育支援訪問事業	99
6	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	100
(1)	ショートステイ事業	100
(2)	トワイライトステイ事業	101
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	102

8	一時預かり事業	103
	(1) 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	103
	(2) その他の一時預かり（保育所等）	107
9	時間外保育事業（延長保育事業）	110
10	病児・病後児保育事業	113
11	放課後児童健全育成事業（学童保育）	114
12	【新規】実費徴収に係る補足給付を行う事業	118
13	【新規】多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	118
第5節	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	119
1	認定こども園への移行に伴う支援及び普及に係る基本的考え方	119
2	幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援	119
3	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供	119
4	教育・保育施設、地域型保育事業の相互連携と保・幼・小・中の連携	119

■資料……………エラー! ブックマークが定義されていません。

1 子ども・子育て新制度の全体像エラー! ブックマークが定義されていません。

(1) 新制度のポイント……………エラー! ブックマークが定義されていません。

(2) 新制度における給付・事業の全体像エラー! ブックマークが定義されていません。

2 基礎データ……………エラー! ブックマークが定義されていません。

(1) 人口・世帯の動向……………エラー! ブックマークが定義されていません。

(2) 産業・就業状況の動向……………エラー! ブックマークが定義されていません。

(3) 本市の子どもに関する施策の現状エラー! ブックマークが定義されていません。

3 ニーズ調査結果や関係団体等との意見交換での意見等の分析（後期計画における基本目標・主要課題別）エラー! ブックマークが定義されていません。

4 子ども・子育てワークショップで出された意見エラー! ブックマークが定義されていま

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

1 計画策定の背景

近年、急速な少子高齢化の進行に伴って、労働力人口の減少や就労環境の変化、社会保障負担が増加する一方で、核家族化の進行による地域社会の活力低下などの社会経済情勢を背景に、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は変化しており、次代の子どもを育成するためには、子育てを社会全体で支援していくことが一層重要となっています。

国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法^{*1}」（以下、「次世代法」という。）を制定し、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、次世代育成に向けた取組を進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、平成24年には、子ども・子育て支援法（以下、「支援法」という。）を含む「子ども・子育て関連3法^{*2}」を制定しました。この法律に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度となる「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」という。）を平成27年4月から導入することとなりました。

新制度は、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、障害、疾病、虐待、貧困など社会的支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざしています。

また、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととしています。

これらの取組を計画的に推進するため、支援法では、市町村に対し「子ども・子育て支援事業計画」（以下、「事業計画」という。）の策定を義務付けています。

また、平成26年4月に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」（以下、「改正次世代法」という。）が成立したことにより次世代法が10年間延長されました。次世代法に基づく「次世代育成支援行動計画」（以下、「行動計画」という。）は、「事業計画」と一体のものとして策定することが可能とされました。

本市においては、支援法の趣旨や新制度の考え方、並びに平成26年度までの行動計画に基づく取組みの評価・課題を踏まえ、次世代育成支援に関する施策と子ども・子育て支援事業とを一体的・総合的に推進するため、平成27年度から5年間を一期とする「茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の目的

本市では、平成17年3月に、次世代法に基づき「茨木市次世代育成支援行動計画（前期計画：平成17年度から21年度）」を、また、平成22年3月には前期計画を評価の上、さらに発展的な施策を定めた「茨木市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22年度から26年度）」を策定し、基本理念『子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち 一茨木市』のもと、家庭と地域、企業や行政が一体となり、次世代育成支援に関する取組を進めてきました。

今後は、後期計画での取組を継承しつつ、新制度の趣旨を踏まえ、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」のための取組を推進するとともに、結婚から妊娠・出産、子育てなどの各ライフイベント^{*3}での支援をはじめ、乳幼児期から青少年期までに至る切れ目ない支援のほか、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭や要保護児童への支援、家庭と仕事の両立支援など、本市において子どもを生き育てやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

これら課題の解決に向け、本計画を策定し、子ども・子育てに関する給付・事業の計画的な確保・実施に加え、次世代育成支援施策を含む総合的な施策を一層推進します。

*1 次世代育成支援対策推進法

国の少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために制定された法律。この法律に基づき、国・地方公共団体だけでなく、企業にも次世代育成支援のための行動計画を策定することを求めています。平成27年3月31日までの時限立法でしたが、平成37年3月31日まで10年間延長されています。

この措置は、平成25年12月に労働政策審議会雇用均等分科会で取りまとめた報告書に基づくもので、次世代育成支援対策推進法を延長し、今後の10年間を更なる次の取組期間とするほか、男性の育児休業取得基準に係る中小企業の特例拡充や、女性の育児休業取得基準の見直し等、認定基準の見直しを行っています。また、現行制度とは別に、より高い水準を目指す、新たな認定制度を創設するとしています。

*2 子ども子育て関連3法

次の3法を指します。

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

*3 ライフイベント

人生の節目に起こるさまざまな出来事のこと。誕生、就学・就職、結婚、出産・子育てなど。

第2節 計画の性格

1 位置付け

本計画は、改正次世代法第8条で規定する「市町村行動計画」（次世代育成支援行動計画・任意策定）に位置づけられ、支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条で規定する「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）と一体的に策定しています。

また、本計画には、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で規定する「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」並びに、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」に関する施策を含んでいます。

■関係法律の関連条文（抜粋）

【次世代育成支援対策推進法】

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

【子ども・子育て支援法】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【母子及び父子並びに寡婦福祉法】

（自立促進計画）

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

【子ども・若者育成支援推進法】

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

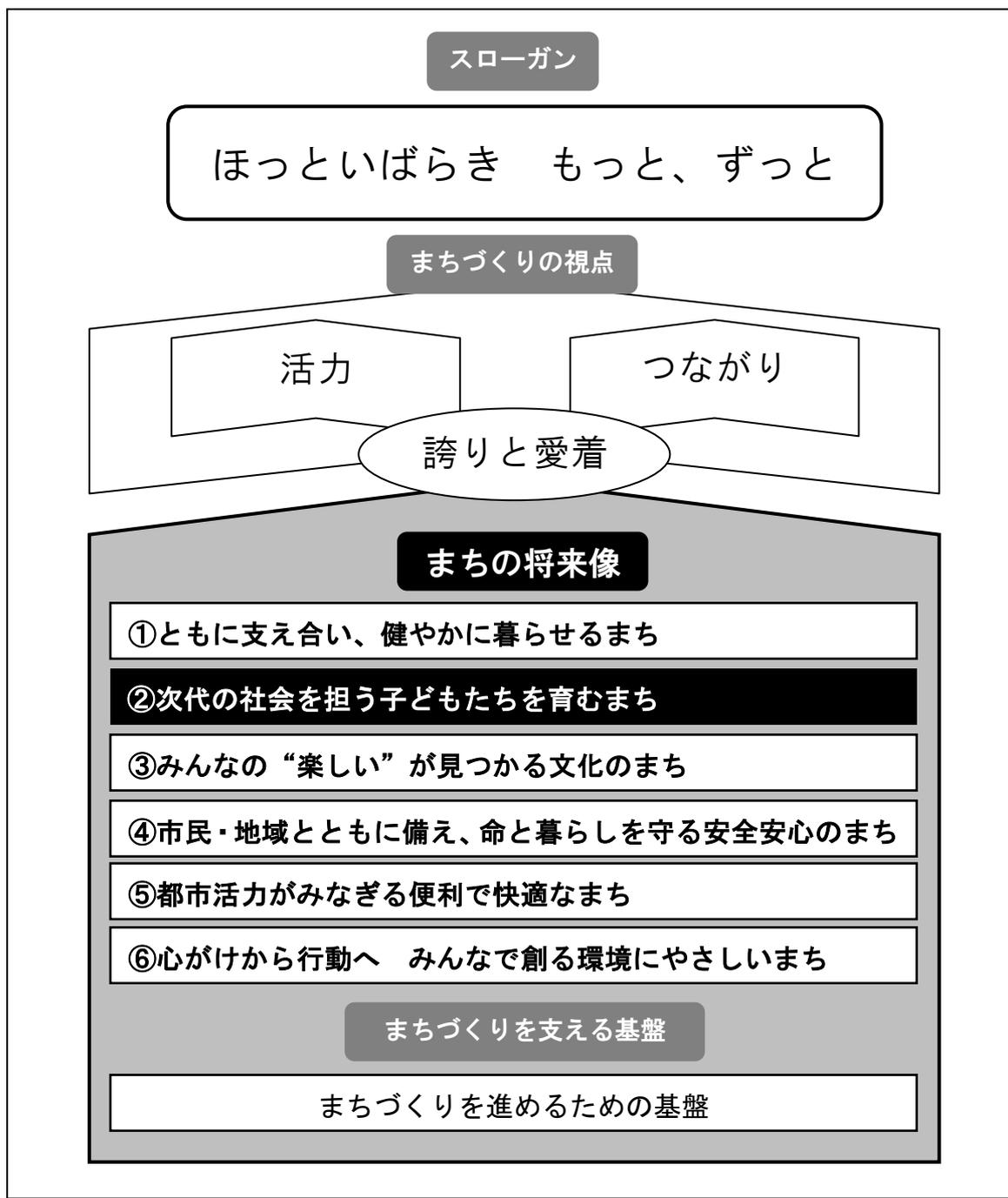
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 他計画との関係

本計画は、福祉をはじめ保健、福祉、医療、教育、労働、生活環境等、市政の各分野にわたる子育ての総合的な計画として策定するものです。

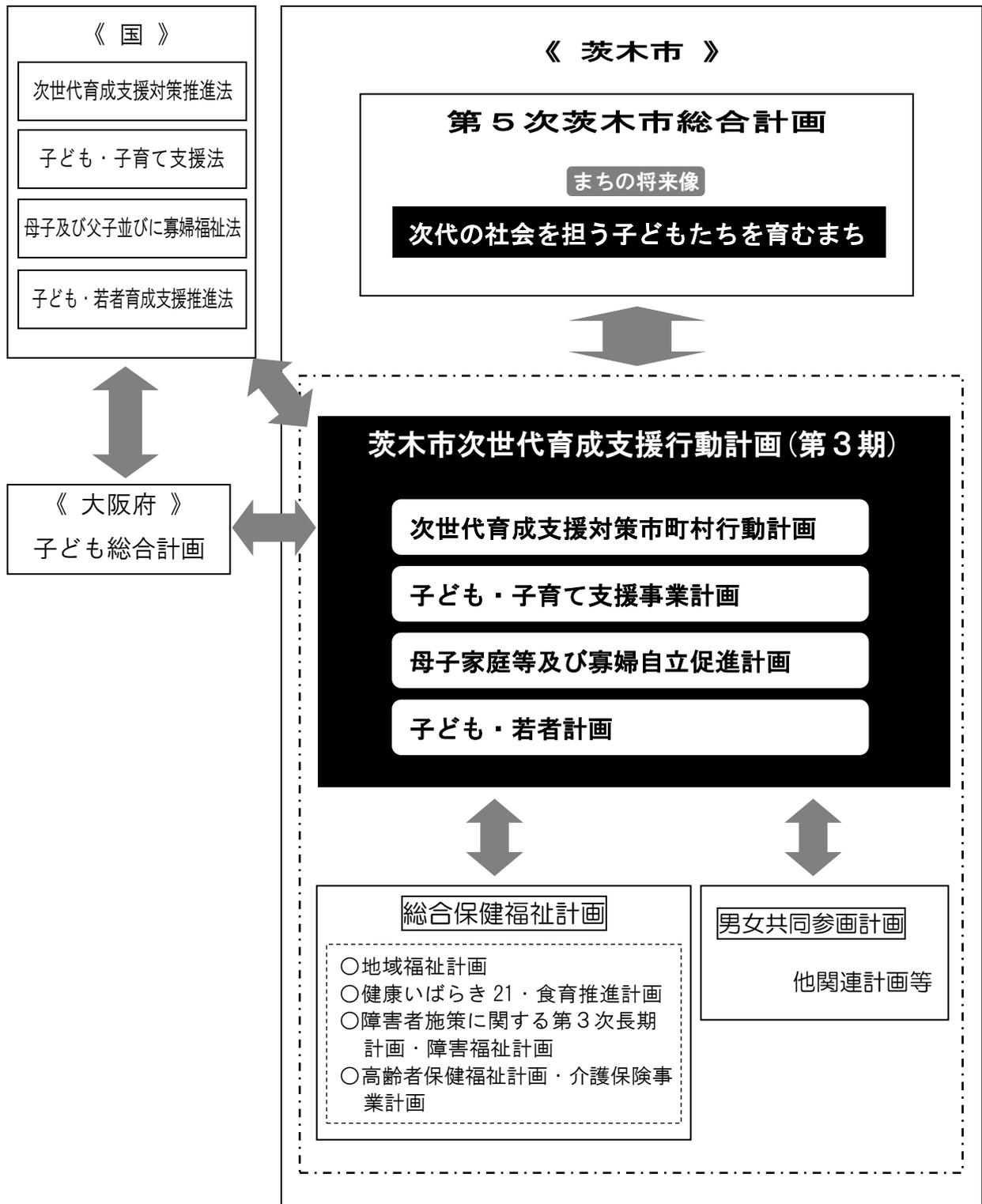
本計画は、まちづくりの総合的指針である「第5次茨木市総合計画」を上位計画とし、総合計画の基本構想で目指す6つのまちの将来像のうち、「次代の社会を担う子どもたちを育むまち」の実現のための一翼を担う分野別計画となるものです。

【総合計画・基本構想の概要】



また、本計画は、大阪府の「大阪府子ども総合計画」をはじめ、「茨木市総合保健福祉計画」を上位計画とする保健福祉に関する計画や「茨木市男女共同参画計画」などの関連計画等と連携を図り推進していきます。

【関連計画等との関係図】



第3節 計画の期間と推進体制

1 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から31年度までとします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 計画の推進体制と進行管理

本計画の進行にあたっては、次世代育成支援施策、子ども・子育て支援事業について市民への広報・啓発に努めるとともに、「茨木市こども育成支援会議」が計画の進行管理を行います。

会議では、教育・保育施設をはじめ、特定地域型保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの確保状況のほか、次世代育成支援に関する施策（事業）の進行状況の把握と検証・評価を行い、計画推進における課題の分析、取組方策を協議します。

また、協議内容等については、市民への情報提供に努めます。

第2章 計画の構想

第2章 計画の構想

第1節 計画の基本理念

本計画の策定の背景で述べた子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるための課題解決にあたり、その基本原則となる考え方（基本理念）を次のとおり定め、子ども・子育てや次世代育成に関する様々な施策の展開を図ります。

次代の社会を担う子どもたちを育むまち “いばらき”

～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～

第2節 施策展開についての考え方

本計画では、児童の権利に関する条約において定められている4つの包括的権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）を前提に、「子どもの最善の利益」が優先されるよう、子どもの視点に立ちながら施策を展開します。

また、子どもの年齢や家庭の経済力、家族形態などに関係なく、すべての子育て家庭に対するすき間のない支援とともに、妊娠・出産期から子どもの育成支援まで、子どもの成長過程に沿った相談や情報提供をはじめ、必要な支援を切れ目なく、きめ細かく行う視点に立ちながら施策を展開します。

さらに、行政だけの公的な支援だけでなく、地域における主体的な子育て支援活動と連携・協働し、「子育てでつながる地域社会」を実現する視点に立ちながら施策を展開します。そのため、これから親になる人や子育て中の親子に対し、市民一人ひとりが自分でできるほんの少しの気遣いや手助けしたい気持ちを言葉と行動で表すことができる人と環境づくりを推進します。

1 ライフステージに沿った施策の展開

本計画に定める子ども・子育てに関する施策は、保健、福祉、医療、教育、労働、生活環境等あらゆる分野に関わり、また妊娠・出産期から青年期に至るまでのライフステージにわたることから、各分野、各ライフステージにおいて、ニーズや課題に沿った適切な施策を展開する必要があります。

ライフステージを、①妊娠・出産期、②就学前期、③小・中学校期、④青年期の4つのステージに分け、それぞれの段階における課題解決に向け取り組むべき施策

や事業を定め計画的に推進します。

各ステージにおいて取り組むべき施策の考え方は次のとおりです。

(1) 妊娠・出産期 ～ 安心して妊娠・出産できるように ～

これから親となる世代が、将来子どもを生き育てたいと思えるように、生命をつなぐことの意義をはじめ、子どもを生き育てることや家庭を築くことの大切さなどの理解を深めるための啓発を充実します。

また、妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産・育児ができるようように、妊娠期における健康の保持・増進をはじめ、妊娠・出産・子育てに関する知識の普及や育児支援などを充実します。

【施策の方向】

- 子どもを生き育てるための意識啓発
- 妊産婦の健康保持・増進

(2) 就学前期 ～ のびのびと子どもが育ち、安心して子育てできるように ～

子どもが健やかに成長し、保護者が子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援や母子保健サービスの充実を図るとともに、子育てを地域全体で支援し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、就労形態の多様化に伴う保育サービスのほか、幼児期の教育に対するニーズに応える事業など、すべての子育て家庭のニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。

【施策の方向】

- 子どもの健康保持・増進
- 就学前教育・保育の充実
- 子育て支援サービスの充実
- 地域ぐるみの子育て支援
- 安心して外出できる環境整備

(3) 小・中学校期 ～ 「生きる力」と豊かな感性が育まれるように ～

すべての児童・生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成することで、「生きる力」を向上させるとともに、個人の可能性を最大限引き出すため、学校園をはじめ保育所、関係諸団体が連携して就学前から中学校卒業まで一貫した「きめ細やかで質の高い教育」を保障し、「学びを通じた信頼される学校づくり」を推進します。

また、子どもが地域で安全・安心に過ごすことができる居場所の充実や、子ども自身がまちづくりに参加・参画できる機会の充実を図ります。

【施策の方向】

- 特色ある学校教育の充実
- 学校・地域・家庭の連携
- 安全で安心な居場所づくり
- 子どもの視点を取り入れた社会づくり

(4) 青年期 ～ 心豊かな次代の親が育つように ～

多様な社会活動への参加や幅広い体験を通し、自ら考え、自ら行動する力を身につけ、また就労や結婚、出産、子育てなど、自身の将来について主体的に向き合い、自己実現に向けて前向きに取り組み、夢や目標を実現することができる自立した子ども・若者の育成を図ります。

さらに、家庭や学校、地域の関係者等との連携のもと、子ども・若者の健全育成を図り、心豊かにたくましく成長することができるよう支援します。

【施策の方向】

- 若者の自立支援
- 青少年の健全育成
- 体験活動の充実

2 社会的な支援が必要な子どもや家庭に対する施策の展開～ 社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できるように ～

家族構成や家庭環境、国籍などに関係なく、多様性を認め合い、「子どもの最善の利益」が優先されながら育成されるよう、支援が必要な子どもや家庭に対し、関係機関・団体が連携した対策を推進し、社会全体が温かく見守る環境づくりに取り組みます。

ひとり親家庭には、きめ細かな福祉サービスの展開をはじめ、就業支援や経済的支援など総合的な取組を推進します。また、障害のある子どもを養育する家庭には、障害の状況に応じた適切な教育・保育・療育や福祉サービスが提供される体制の充実を図ります。さらに、児童虐待の防止に向けた取組を強化するとともに、児童虐待の早期発見、虐待を受けた子どもの保護や自立のための支援などを推進します。そのほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」並びに「子供の貧困対策に関する大綱」が施行されたことを踏まえ、本市においても、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

【施策の方向】

- ひとり親家庭支援
- 障害のある子どもを養育する家庭への支援
- 児童虐待防止
- 外国人など配慮が必要な家庭への支援
- 子どもの貧困対策

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展開 ～ 仕事と生活の調和がとれるように ～

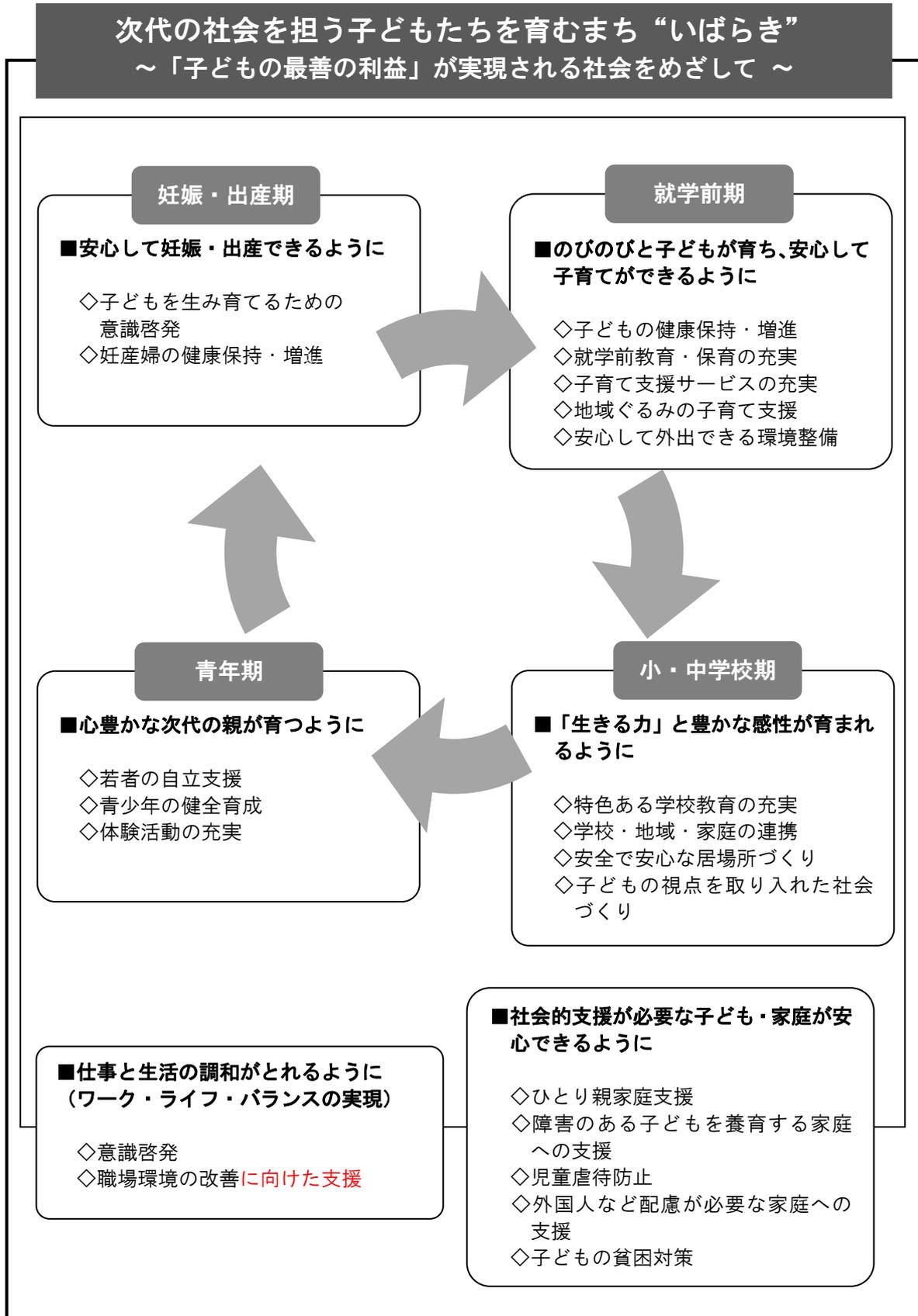
男女ともに仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望するバランスで暮らすことができるよう、働き方の見直しなど、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や育児・介護休業法等について企業や労働者に対し啓発や情報提供を図ります。

また、労働者が出産、子育てや介護などを理由に就労を断念することなく、その希望に応じ働き続けられる職場環境の改善・充実を企業に働きかけます。

【施策の方向】

- 意識啓発
- 職場環境の改善に向けた支援

4 施策展開のイメージ図



第 3 章 次世代育成支援行動計画(後期計画)の総括

第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画） の総括

第1節 基本目標ごとの取組状況と課題

行動計画（後期計画）（以下、「後期計画」という。）では、『子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち－茨木市』を基本理念として、次の5つの基本目標を柱に、様々な子育て支援施策の展開を図ってきました。

■ 計画の基本理念 ■

子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち－茨木市

■ 基本目標 ■

- 1 すべての子育て家庭を支える環境づくり
- 2 仕事と子育てを両立できる環境づくり
- 3 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり
- 4 子どもを生み、育てやすい環境づくり
- 5 安心して子育てができる環境づくり

後期計画における基本目標ごとの取組み状況の総括の結果は、次ページ以降のとおりです。

それぞれの取組状況の評価・課題整理に際し、下記の調査や意見交換等が出された、子育て家庭の保護者のニーズや地域で子育て支援などに取り組む団体等の意見を参考にしました。

- ・ 茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査
（就学前児童及び小学生の保護者）
- ・ 茨木市次世代に関するアンケート調査（中学生・高校生）
- ・ 茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査
（通所支援サービス利用保護者）
- ・ 学童保育に関するニーズ調査報告書
- ・ 関係団体等との意見交換

1 すべての子育て家庭を支える環境づくり

(1) 地域での子育て支援サービスの充実

① すべての家庭に対する子育て支援サービスの充実

「乳児家庭全戸訪問」は、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、関係機関との連携により複数回訪問・重点訪問を行った結果、必要な支援につなげることができました。

また、子育て支援総合センター・保育所での「一時預かり」や、**子育て支援総合センターでの「出前型一時保育」**は、ニーズが高く、利用者が増加していますが、逆に「幼稚園の**預かり保育（一時預かり）**」は、1園が廃園となったことで利用者が減少しています。

「ショートステイ」、「トワイライトステイ」、「産前・産後ホームヘルパー派遣」については、利用のしやすさ等、利用希望者から様々な要望があり、運用方法等の見直しが必要です。

② 各種相談機能・情報提供の充実

子育て支援課が実施する「子育てに関する相談」・**「発達相談」**、保健医療課が実施する「子育てに関する相談」・「栄養相談」・「保健相談」、教育センターが実施する「言語障害児教育相談」、人権・男女共生課が実施する「女性・男性のための相談」など、いずれも相談件数は増加しており、相談に対するニーズは高くなっています。

教育センターの「教育相談」・「子ども本人からの相談」の対応にあたっては、保護者や児童生徒の問題の早期の解決を図ることができるよう、学校や関係機関との連携をより一層強化する必要があります。

また、子育てハンドブックを電子化するなど、内容を随時更新できるようにし、電話や電子メール、面接など多様な方法による相談・情報提供を行うとともに、情報が届かない、情報をうまく入手できない保護者等へのアウトリーチやフォローも必要となります。

③ 親子交流の場の充実

「保育所・幼稚園の地域開放」については、1園の閉園、天候や感染症の流行の影響などにより参加者は減少しています。**また、各地区福祉委員会が実施している「子育て支援事業（子育てサロン）」**や「つどいの広場」等が充実したことから、**保健医療課が実施する「赤ちゃんと保護者のつどい」**については、事業の実施方法や内容を検討する必要があります。

「つどいの広場」は、子育て家庭がより身近なところで利用しやすくなるよう、開設場所の充実と一時保育の拡充を図る必要があります。

青少年センター各種講座は、幅広い体験活動の場として利活用してもらえよう、内容の一層の充実が求められます。

(2) 子育て支援ネットワーク化の推進

① 家庭教育支援の充実

「親支援プログラム」や「卒乳講座」など子育て支援総合センターで実施する各種講座の参加希望者が増加していることから、実施方法や開催時間等を見直し、受講者がより参加しやすい環境づくりに努める必要があります。

「家庭教育学級」については、学級の規模に応じた運用や、各学級が自主的に運営しやすい体制を整えたことで、講座の充実が図られ、親同士の交流を深めることができました。

「ブックスタート」は、絵本を通じ親子がふれあう機会を提供するとともに、読書の大切さを理解してもらうことに重要な役割を果たしていますが、絵本の選定等を工夫し取り組む必要があります。

② 子育て相互支援活動への支援

「子育て支援団体のネットワーク化」については、子育て支援団体連絡会へ参加している団体のつながりは深まっています。参加していない団体には、さらに継続的に呼びかけていく必要があります。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動では、子どもに関する相談・支援件数や福祉まるごと相談会の相談件数が大幅に増えており、民生委員・児童委員、主任児童委員が地域での身近な相談相手として定着してきています。

2 仕事と子育ての両立ができる環境づくり

(1) 男女共同参画による子育ての推進

① 男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女共生センターローズWAM等で実施する各種講座やリーフレットの配布等を通して、男女共同参画による子育てについての情報提供や意識啓発を図りました。

今後も、講座の内容や啓発冊子の発行形態等について検討し、効果的な啓発を実施する必要があります。

② 父親の子育て参加の支援・促進

「両親教室」や「父親対象の子育て支援講座」など、妊婦とその配偶者や子育て世帯を対象とした講座を開催していますが、参加者は減少傾向にあります。講座内容や実施方法等の見直しなど、参加促進を図る方策の検討が必要です。

(2) 仕事と生活のバランスが図れる職場環境の推進

① 仕事と生活の調和についての意識啓発

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての啓発は、リーフレットの作成や啓発グッズの配布、セミナー等の開催により情報提供と意識啓発を図っています。

指定管理者候補者選定における選定基準や総合一般競争入札の評価項目を改正し、子育て支援の取組み等について、審査項目の採点に反映することを可能としました。

また、次世代育成支援対策推進法が10年延長されたことに伴い、引き続き一般事業主行動計画の届出や新たな認定制度が創設されたことを周知する必要があります。

② 就職・再就職への支援

就労の支援については、女性のニーズに応じた職業能力を開発する講座や、セミナーを実施するなど、就職・再就職の支援に努めてきました。

(3) 仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実

① 待機児童の解消と保育環境の充実

保育所の新設や増改築などによる定員変更により待機児童の解消に努めてきました。一定、効果はありましたが、引き続き、待機児童の解消に向けた施設整備をはじめ、新制度を活用した総合的な解消対策について検討する必要があります。

② 多様な保育サービスの充実

「病児保育^{*4}」は、市民の周知を図るため、見学会を行うなど、その周知に努め、利用者は増加傾向にあるものの、更なる周知が必要です。「病後児保育(体調不良児対応)^{*4}」の実施か所数については、整備目標を達成しました。

「病児保育^{*4}」、「病後児保育(病後児対応)^{*4}」、「休日保育」については、利用者が少ないことから、事業の周知を図るとともに、利用者のニーズ等を把握した上で利用促進につながる方策の検討が必要です。

午後7時以降も子どもを預かる「延長保育」は、8か所の民間保育園で実施していますが、就労形態や就労時間の変化に伴うニーズの高まりを十分に把握しながら、そのニーズに対応できるよう、「延長保育」の充実や「夜間保育」の実施を検討することが必要です。

「障害児保育」については、障害のある子どもへの理解が進み支援につながっており、今後も人的、物的環境に配慮するとともに、職員研修の充実を図る必要があります。

***4 病児保育・病後児保育**

- ・病児保育：病院等において、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない児童を一時的に保育する事業。
- ・病児保育（体調不良児対応）：保育中に体調不良となった児童を保育所において、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図る事業。
- ・病児保育（病後児対応）：保育所等において、病気の回復期の児童を一時的に保育する事業。

③ 放課後児童サービスの充実

共働き世帯の増加に伴う学童保育ニーズに対応するため、児童の集団規模の適正化による分割運営を計画的に行うなど、事業内容の一層の充実に努める必要があります。

一方、学童保育指導員を対象とした知識・技能向上のための研修会は、開催回数、参加者数ともに増加しています。今後も保育の質を高めるとともに、指導員の専門性の向上に向けた研修の充実に努める必要があります。

また、民間保育園で実施している小学校低学年児童受入事業を継続するとともに、学童保育のニーズを踏まえ、その充実に検討する必要があります。

3 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり

(1) 就学前教育・保育の充実

① 保育所保育の充実

保育所では、早期療育の観点から心理判定員の巡回ニーズが高く、引き続き関係機関と連携しながら支援を進める必要があります。

職員研修は、公私立・認可外の保育施設を対象にした人権保育研修や職員アンケート等による課題別研修を行うことによりスキルアップが図られました。

また、幼児期の教育・保育と小学校との接続が円滑に進むよう、ジャンプアッププラン28^{*5}による保育所・幼稚園・小学校の連携を深める必要があります。

② 幼稚園教育の充実

幼稚園教諭は、保育所の看護師から日常的に役立つ技術を習得するための研修を受講することができました。

今後は、ジャンプアッププラン28による保育所・幼稚園・小学校の連携を強化するとともに、合同研修会を実施し、就学にあたっての職員間の共通認識と知識・技能の向上を図ることが必要です。

また、新制度の導入により、施設型給付へ移行する私立幼稚園の動向を把握するとともに、**公私立幼稚園**の認定こども園化を**推進しながら**、就園助成のあり方について検討する必要があります。

***5 茨木っ子ジャンプアッププラン 28**

茨木型保幼小中連携教育を根幹として「学習事項の定着」「ゆめ力」「自分力」「つながり力」「学び力」「体力」を育成し、「知・徳・体」の調和のとれた人間形成を進める第3次学力・体力向上3カ年計画。

(2) 特色のある学校教育の充実

① 「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育の推進

茨木っ子ジャンプアッププランに基づき、学力向上・体力向上の取組を推進しています。

「教職員の研修」等については、ニーズにあった研修を実施することにより、指導力の向上につながりました。今後は、教職経験年数に応じた研修を実施する必要があります。

各小・中学校の総合学習の充実や校内研修の実施などにより、子どもの理解度に応じた学習指導を行うなど、教職員のスキルアップにつながっています。

児童生徒の勤労観・職業観を育てるため、学力向上担当者会において、キャリア教育中学校区全体計画を作成しました。今後、保育所・幼稚園・小学校・中学校間の共有を図り、実践に向けた取組を進める必要があります。

「情報モラル教育」については、小・中学校でインターネットによるトラブルが発生、増加していることから、警察や携帯電話会社と連携した早期の段階での教育と保護者への啓発を充実する必要があります。

また、「外国人保護者への通訳派遣」については、多様な言語に対応できるよう通訳者を確保する必要があります。

さらに、小・中学校の入学準備が円滑にできるよう、就学援助費の早期支給に取り組む必要があります。

② 不登校・ひきこもり・いじめ対策の推進

小・中学校では、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・解決に取り組んでいます。

また、スクールカウンセラーや弁護士等の専門家からの助言により、いじめや不登校の児童・生徒に対する迅速な対応につながりました。さらに、教育センターと学校との連携により、ふれあいルームから学校へ復帰するなど成果を上げています。

しかし、小学校でも不登校の児童が増えていることから、引き続き、小・中学校の連携を一層強化し、早期対応に努めるとともに、「スクールソーシャルワーカーの配置」や「ひきこもりに関する関係機関ネットワーク」を整備し連携を強化していきます。

③ 特別支援教育の充実

障害のある園児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立や社会参加をめざした適切な指導・支援を行うとともに、「ともに学び、ともに育つ」教育を継承・発展させていきます。

専門知識向上のための研修会については、1回あたりの参加者数は増加し、支援教育への関心が高まっています。今後は、現場で活用できるニーズに応じ

た研修内容の充実が必要です。

また、就学指導については、進路決定をスムーズに行うため、関係機関と学校が情報共有をするなどの連携を進める必要があります。

「発達相談」については、件数・延べ回数が増加している中、相談に関する会議の開催方法等の工夫により、相談者の待ち時間を年間通じて1か月以内にとどめることができました。

④ 次代の親と幼児との交流の促進

職場体験学習等で、中学生と乳幼児と出会う機会の提供や赤ちゃんだっこプログラムの実施など、子どもを生み育てることや生命の大切さなどを学ぶための各校での取組を支援しています。

将来子どもを持つことや子育てをすることに対する中学生・高校生の戸惑いなどの不安感の軽減を図るため、子育て中の親子とふれあう機会を提供しました。

今後も、ふれあい交流などを通じ、乳幼児とふれあう機会を充実することが必要です。

(3) 地域との協働で進める子育て・子育て支援活動活性化

① 地域の資源を生かしたボランティア活動や体験活動等の促進

「放課後子ども教室」は、現在、全小学校区において実施していますが、今後も地域住民の参画により事業の継続実施ができるよう方策を研究します。また、参加者の増加は、事業に対する児童・保護者の期待の表れであることから、地域の実情に応じた事業の拡充について検討する必要があります。

こども会、スポーツ少年団、こどもエコクラブについては、会員数が減少していることから、参加したくなるような活動内容のあり方や周知方法について検討が必要です。

「図書館の各種行事」の参加者については、全図書館・分室でのおはなし会の定着により、また、青少年野外活動センターの利用者は、小学校自然宿泊体験学習の実施によりいずれも増加しています。

② 子どもの健全育成のための地域環境の改善の推進

犯罪の抑止と安全・安心な都市の実現を図るため、防犯カメラの設置などに取り組む必要があります。

また、「スポーツ環境の整備」については、総合型地域スポーツクラブのスポーツ教室が充実したことにより参加者の拡大につながっています。

「地域における児童・生徒の居場所づくり」は、後期計画の期間中は未実施であったため、関係課による庁内検討会議を設置するなど、居場所づくりの検

討に向けた取組が必要です。

(4) 子どもの視点を取り入れた社会づくり

① 「児童の権利に関する条約」の啓発・普及の促進

「児童の権利に関する条約」の啓発・普及に向けた取組としては、子どもの権利に関する内容を掲載したカレンダーを作成・配布しました。

引き続き、多様な機会や方法を活用し、条約の周知に努める必要があります。

② 子どもも参加できるまちづくり

「子ども学習 未来へ発信！」(小学生対象)や「まちづくり塾」(小学3年生から中学3年生対象)などに参加することで、小・中学生の市政への理解を深め、まちづくりへの関心を高めることができました。

今後、まちづくり塾については、保護者と一緒に参加できる内容の検討が必要です。

4 子どもを生み、育てやすい環境づくり

(1) 母と子の健康を育む環境づくり

① 妊産婦・子どもの健康の保持・増進

母子健康手帳交付時に保健師による面接相談を実施し、支援が必要な妊婦等への対応を早期から実施しています。

「乳幼児健康診査」や「訪問指導」については、引き続き、それぞれの関係機関との連携により、必要な支援につなげていくことができるよう体制の強化が必要です。

② 食育の推進

保育所・幼稚園では菜園活動を通じた食育活動を推進しています。また、保育所では、安全で栄養バランスのとれた給食を提供するため、食育検討会等を開催しています。給食には、茨木市産の食材も使用しており、保護者には献立表等での周知を行っています。

小・中学校では、「食に関する指導の全体計画」を作成し、給食指導や各教科等の学習内容と関連付けながら食育を推進しています。

今後、中学校の栄養教諭を活用し、食育に関する計画や実践交流ができるよう、小学校と中学校との連携を進める必要があります。

「離乳食・幼児食講習」、「子どもクッキング」についても、引き続き健康的な食生活を学ぶための機会として提供するとともに、事業の拡充の必要性も含

め検討する必要があります。

③ 思春期保健対策の推進

学校等からの要請により、赤ちゃん人形や妊婦体験ができる妊婦シミュレーターの貸出をしています。

デートDV防止に向けた啓発については、中学生を対象に啓発冊子を配布するとともに、より直接的な啓発につながるようワークショップ形式の出前講座を実施しています。今後は、出前講座を実施しているファシリテーターのさらなるスキルアップを図り、より効果的な啓発につなげる必要があります。

④ 小児医療体制の充実

平成25年度から高槻島本夜間休日応急診療所において、医療資源の集中投資による広域的な小児初期救急を開始したことに伴い、平成26年3月末で茨木市保健医療センター附属急病診療所の小児科を廃止しました。

今後予想される高槻島本夜間休日応急診療所の小児患者の増加に対応するため、共同運営している高槻市、摂津市、島本町と連携し、診療体制の充実を図る必要があります。

(2) ひとり親家庭への支援の充実

① 相談・支援体制の充実

ひとり親自立支援員が様々な機関と連携を図り、ひとり親の相談内容に応じて各種制度の窓口等へつなぐなど課題の解決に向けた支援を実施しています。

父子家庭も相談・支援の対象となることから事業の周知を図る必要があります。

② 子育て・生活支援の充実

ひとり親の**当事者団体**活動の活発化を促進する方策を検討する必要があります。

また、保育所や学童保育室への入所・入室について、今後も、ひとり親世帯の受け入れを優先し、自立支援に取り組む必要があります。

③ 就労支援の充実

「資格取得・技能習得のための支援」は、ひとり親自立支援員の適切な見極めにより、支給者の就業実績は増えています。

また、求職者の状態に応じた様々な就労支援について取組の効果が上がっており、今後も就職支援制度や施策の周知に努め、サービスの利用促進を図ることが必要です。

④ 経済的支援の充実

「児童扶養手当」の現況届の会場で、JR通勤定期乗車券購入証明書及び万博公園内施設割引証の制度周知を行ったことで交付件数が増加しました。

また、母子家庭のみが対象であった福祉資金の貸付は、平成26年10月から父子家庭も対象になったことから、より一層の周知・普及に努める必要があります。

(3) 障害のある子どもをもつ家庭への支援の充実

① 療育相談・指導の充実

乳幼児健診後の早期フォローに努め、関係機関と連携しながら早期療育が効果的にできるよう、継続した支援の環境整備を図る必要があります。

また、保育所・幼稚園等と「ばら親子教室」との併用のニーズが高く、利用希望の待機児が出ないよう「ばら親子教室」の拡充が必要です。さらに、「すすく教室」「ばら親子教室」の在室児・卒室児が連続した支援を受けられるよう関係機関との連携の充実が必要です。

小・中学校の「巡回相談」については、対象児童の実態把握や学校内での支援体制の強化などに対する助言や提案をしていくことが必要です。

② リハビリテーションの充実

あけぼの学園は、児童発達支援センターの役割を果たすため、地域支援体制の整備が求められます。

③ 地域での自立生活を支援するサービスの充実

自立支援給付事業や地域生活支援事業の利用者は増加しています。今後、障害児支援や障害福祉サービス等の専門的支援の確保に取り組む必要があります。

また、市内小・中学校の支援学級在籍児童・生徒と支援学校に通う児童・生徒との交流を目的とした「やってみよう運動会」は、参加者数が減少していることから早期に案内を出し、担任を通じて保護者への呼びかけを行うことが求められます。

さらに、学童保育室での障害のある児童の受入れについては、支援のスキルを学ぶ連続講座や生活しやすい環境づくり等を学ぶ保育実習を実施したことで、指導員の知識・技能の向上につながっています。

④ 経済的支援の充実

「障害のある子どもの養育に関する手当」や「支援学級等就学奨励費」などを支給しています。支援学級等に在籍している児童・生徒数は増加しており、

引き続き、「特別児童扶養手当」や「支援学級等就学奨励費」について、利用促進のため周知を図る必要があります。

(4) 配慮が必要な子どもがいる家庭への支援の充実

① 相談・支援の充実

子育て支援に携わる職員に「養育支援家庭訪問」事業を周知し、支援が必要な家庭を本事業につなげられるよう連携を密にする必要があります。

また、健康福祉セーフティネットの相談件数は増加しており、今後の地域福祉ネットワークの基盤となることから、ネットワークの対象となる構成メンバーを見直す等により、早急に全小学校区に設置を目指す必要があります。

(5) 児童虐待防止対策の推進

① 児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

子育て支援総合センター「こども相談室」の職員を対象にスキルアップに向けた研修を実施したことで、より適切な対応ができました。虐待に至る前に「こども相談室」で気軽に相談ができることについて周知をより一層図る必要があります。

また、要保護児童対策地域協議会の実務者対象のスキルアップ研修の実施にあたっては、それぞれの役割に対する理解を深める内容とする必要があります。

さらに、要保護児童をはじめ、要支援児童や特定妊婦も含め、早期対応・予防に努める必要があります。

② 家庭へのサポート

児童虐待への対応については、改訂した「児童虐待対応マニュアル」が各所属機関で有効に活用されるよう説明・研修を実施しています。また、乳幼児健診時に遊びの指導を通じて不適切な関わりを早期発見することで、虐待予防に努める必要があります。

5 安心して子育てができる環境づくり

(1) 子どもや子育て家庭のためのバリアフリーで安全なまちづくり

① 子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進

市庁舎や図書館等公共施設への授乳室設置を進めてきました。

今後は、整備ニーズの高い、駅における授乳室等の整備を進めるなど、引き続き、子ども連れでも外出しやすい環境の整備を図る必要があります。

② 交通安全対策の推進

交通事故の総数は減少傾向にありますが、自転車に関係する事故件数が依然増加しています。このため、小学生を対象とした自転車実技指導や高校生を対象とした自転車通学運転免許証講習会の実施校を増やし、交通安全に対する意識改革が必要です。

また、中学生への交通安全教室の実施に向け、関係者と協議を進めることが必要です。

③ 子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもの安全見守り隊ボランティアが高齢化し、人員確保が困難になっています。

地域ぐるみで子どもを見守り、安全・安心を確保するため、様々な世代の方が多様な方法で関わってもらうことができる仕組みの検討が必要です。

(2) 子育て家庭への経済的支援の推進

① 各種支援制度の充実

こども医療費（旧：乳幼児医療費の助成）については、平成25年7月から、助成対象者を小学6年生までに拡大しました。

今後、各種制度の周知を図るとともに、国・府に対し、経済的な支援制度の充実を働きかけるなど、子育て家庭の経済的負担の軽減への取組を一層推進していく必要があります。

第2節 計画の数値目標の進捗状況

後期計画では、国が保育事業などの子育て支援策において重要な事業として選んだ「特定14事業」について目標事業量を定めています。

後期計画の目標事業量について、平成22年度から26年度までの各年度（各年4月1日現在）の進捗状況は次のとおりです。

1 定期的な保育等に関する事業

「通常保育事業」は、年々増加する保育ニーズに対応すべく保育所入所定員の増員に努めてきました。平成26年度時点の受け入れ状況は4,874人で、目標値4,974人に対し100人下回り、98.0%の達成率となっています。

「延長保育事業」についても通常保育事業の増員に合わせ、実施施設の確保に努めてきました。平成26年度時点の実施施設数は45か所で、目標値44か所を1か所上回り、102.3%の達成率となっています。

「休日保育事業」は、実施施設数2か所を目標に取り組んできましたが、平成26年度時点の確保数は1か所にとどまっています。

「学童保育事業」については、目標値どおり実施施設数30か所、定員1,886人で運用しています。一部、定員を超えている教室があり、教室を増設することで対応しています。

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 26年度 目標値
通常保育事業	通常保育事業は、保護者が日中就労等のため保育できない児童を認可保育所で保育する事業。（人数は、弾力化後の入所児童数）	4,407人	4,443人	4,583人	4,684人	4,874人	4,974人
延長保育事業	認可保育所において、通常保育（11時間）の前後に時間を延長して保育を行う事業。	38か所	38か所	40か所	43か所	45か所	44か所
休日保育事業	日曜日・祝日に保護者が就労等のために日中保育できない児童を認可保育所で保育する事業。	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所
学童保育事業	就労等のため保護者が日中家庭にいない小学生（主に低学年）に対し、授業の終了後に専用施設、小学校施設等を利用して、適切な遊びと生活の場を与える事業。	30か所 1,886人	30か所 1,886人	30か所 1,886人	30か所 1,886人	30か所 1,886人	30か所 1,886人

※放課後子ども教室

「放課後子ども教室」は、次世代法で定める特定事業ではありませんが、小学校児童の放課後の居場所を確保することを目的に実施しています。

平成26年度時点では、全小学校区で事業を展開しています。

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 26年度 目標値
放課後子ども 教室	小学校の放課後や週末に余裕教室等を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、子どもが学習やスポーツ・文化活動・地域住民との交流を行う事業。	32か所	32か所	32か所	32か所	32か所	32か所

2 一時預かり保育等に関する事業

「病児・病後児保育事業」について、病児対応型は、目標値3か所のところ、2か所は確保できています。平成26年度時点の実施施設数は、病後児対応型及び体調不良児対応型の2事業で目標値を達成しています。

「一時預かり事業」は、目標値35か所のところ、平成26年度時点の実施施設数は22か所にとどまっており、達成率は62.9%となっています。

「ショートステイ事業」及び「トワイライトステイ事業」については、市内にある児童福祉施設3か所に委託し実施しています。

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 26年度 目標値
病児・病後児 保育事業（病 児対応型）	病院等において、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない児童を一時的に保育する事業。	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所
病児・病後児 保育事業（病 後児対応型）	保育所等において、病気の回復期の児童を一時的に保育する事業。	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
病児・病後児 保育事業（体 調不良児対応 型）	保育中に体調不良となった児童を保育所において、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図る事業。	32か所	32か所	33か所	34か所	35か所	34か所
一時預かり （一時保育） 事業	ふだん家庭において児童を保育している保護者の用事や育児疲れの解消等を目的に、認可保育所等で児童を保育する事業。	27か所	26か所	25か所	26か所	22か所	35か所

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 26年度 目標値
ショートステイ事業	保護者が病気になった場合等に、児童養護施設において短期間（1週間程度）児童を預かる事業。	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
トワイライトステイ事業	就労等の都合により保護者の帰宅が恒常的に夜間になる場合等に、児童養護施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話をを行う事業。	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

3 地域における子育て支援に関する事業

「ファミリー・サポート・センター事業」は、平成26年度時点で1か所確保できており、目標値を達成しています。

「地域子育て支援拠点事業」については、センター型事業が平成26年度時点で実施施設が7か所確保できており、目標値を達成しています。しかし、ひろば型事業については、目標値15か所のところ13か所の確保にとどまっています。

事業名	内容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 26年度 目標値
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けたい人と協力をしたい人が会員登録し、保育所までの送迎や保育所終了後の保育や、外出時の一時預かりや子育てを支援する事業。	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業（センター型）	就学前児童（主に3歳未満児）をもつ保護者に対して保護者同士の交流の場を提供するほか、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業。	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
地域子育て支援拠点事業（ひろば型）	就学前児童（主に3歳未満児）をもつ保護者に対して保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行う事業。	12か所	12か所	12か所	12か所	※ 13か所	15か所

※地域子育て支援拠点事業（ひろば型）は、年度途中で1か所開設

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

第1節 ライフステージに沿った施策の展開

本計画における各施策（事業）については、ライフステージに沿って展開します。

事業No.	施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
		妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年期
◇子どもを生ま育てるための意識啓発					
1101	子育て・子育て支援等の啓発				
1102	「いばらき結婚・子育て応援団」の結成				
1103	次世代育成支援に関する意識啓発				
1104	児童福祉週間（5月5日～11日）の普及啓発				
◇妊産婦の健康保持・増進					
①妊娠・出産に関する相談・情報の提供					
1105	母子健康手帳の交付、妊婦面接・相談				
1106	両親教室				
1107	保健相談				
1108	訪問指導				
②妊娠・出産期における健康の保持・増進					
1109	妊婦健康診査				
1110	妊婦歯科健康診査				
1111	生活習慣病予防				
1112	産前・産後ホームヘルパー派遣				
1113	入院出産の助成				
◇子どもの健康保持・増進					
①子どもの健康の保持・増進					
1201	乳幼児健康診査				
1202	乳幼児健診における育児支援強化				
1203	歯科疾患予防				
1204	二次健康診査（経過観察健診）				
1205	予防接種				
1206	小児救急医療体制の確保				
1207	保育所・幼稚園における子どもの健康管理				
②食育の推進					
1208	栄養相談				
1209	離乳食・幼児食講習				
1210	幼稚園における食育				
1211	保育所における食育				
◇就学前教育・保育の充実					
①子どもの個や発達に応じた教育・保育の推進					
1212	「個」を大切にしている幼稚園教育				
1213	「個」を大切にしている保育				
1214	心理判定員による巡回指導・面談相談				
②保育所・幼稚園の機能の強化					
1215	公立保育所の機能と役割の強化				
1216	公立幼稚園の認定こども園化				
1217	認定こども園の普及				
1218	小・中学校への円滑な移行のための保・幼・小・中の連携				
1219	保育の提供体制の充実				
1220	待機児童保育室の運営				
1221	地域型保育の促進				
1222	幼稚園の預かり保育（一時預かり）				
1223	延長保育				
1224	休日保育				
1225	病児・病後児保育				

事業No.	施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
		妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年期
	③教育・保育環境の質的向上				
1226	保育所・幼稚園職員の研修		■		
1227	保育所・幼稚園の施設整備		■		
1228	施設型及び地域型給付対象施設等に対する認可・確認		■		
◇子育て支援サービスの充実					
①相談支援・情報提供					
1229	子育てに関する相談		■	■	■
1230	子育てに関する情報発信	■	■	■	■
1231	利用者支援	■	■	■	■
1232	子育て支援総合センター各種講座		■		
②地域子ども・子育て支援事業の充実					
1233	乳児家庭全戸訪問		■		
1234	養育支援家庭訪問		■	■	■
1235	地域子育て支援拠点の整備	■	■	■	■
1236	ショートステイ		■	■	■
1237	トワイライトステイ		■	■	■
1238	ファミリー・サポート・センター		■	■	■
1239	出前型一時保育		■		
1240	一時預かり（一時保育）		■		
③経済的支援					
1241	児童手当		■	■	■
1242	こども医療費の助成		■	■	■
1243	就園助成		■		
◇地域ぐるみの子育て支援					
①子どもを守るための地域ネットワークの機能強化					
1244	地域福祉ネットワークの推進		■	■	■
1245	子育て支援団体のネットワーク化		■	■	■
1246	子育て支援関係団体との協働によるイベントの開催		■	■	■
②子育て支援活動を行う団体等への支援					
1247	子育てサークル・グループ支援		■	■	■
1248	子育て支援の人材育成		■	■	■
1249	民生委員・児童委員・地区福祉委員会の活動支援	■	■	■	■
③子どもの豊かな情操を育む家庭教育への支援					
1250	ブックスタート		■		
1251	子どもの読書活動推進		■	■	■
④ふれあい・交流の推進					
1252	保育所・幼稚園の地域開放		■		
1253	ふれあい体験学習		■	■	■
1254	赤ちゃんと保護者のつどい		■	■	■
1255	7・8か月児親子交流		■	■	■
1256	親支援プログラムの実施		■	■	■
1257	ローズWAM親子交流		■	■	■
◇安心して外出できる環境整備					
1258	赤ちゃんのほっとスポットの整備		■		
1259	道路（歩道）の整備		■	■	■
1260	公園等の整備及び維持補修		■	■	■
1261	交通安全啓発・指導		■	■	■

事業No.	施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
		妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年期
◇若者の自立支援					
1401	子ども・若者総合相談窓口				
1402	子ども・若者自立支援センターにおける相談・支援				
1403	子ども・若者の自立に関するネットワークの推進				
1404	就職サポート				
1405	大学等への就学意欲のある若者への支援				
◇青少年の健全育成					
1406	姉妹・友好都市との青少年交流				
1407	青少年の国際感覚と英語等の語学力の育成				
1408	青少年健全育成団体の活動支援				
1409	青少年を取り巻く環境整備				
1410	デートDV防止啓発				
◇体験活動の充実					
1411	青少年の野外活動				
1412	青少年センター行事				
1413	各種スポーツ・レクリエーション活動				

社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援の展開	
◇ひとり親家庭支援	
①相談・情報提供	
2101	ひとり親家庭の相談・支援
2102	ひとり親家庭への情報提供
②子育て・生活支援	
2103	保育所の優先入所
2104	学童保育室の優先入室
2105	母子生活支援施設への入所受入
2106	当事者団体への支援
2107	住宅支援
2108	学習・生活支援
③就労支援	
2109	資格取得・技能習得のための支援
④経済的支援	
2110	児童扶養手当
2111	ひとり親家庭の医療費の助成
2112	ひとり親家庭への福祉資金の貸付
2113	特別割引制度の周知
◇障害のある子どもを養育する家庭への支援	
①適切な療育・リハビリテーションの提供	
2201	すくすく教室の運営
2202	ばら親子教室の運営
2203	児童発達支援センター（あけぼの学園）の運営
2204	肢体不自由児への機能訓練
2205	プロフィールブックの普及
2206	教員の専門知識向上のための研修
2207	巡回相談・発達相談・特別教育相談
②ともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進	
2208	支援教育
2209	就学相談・指導
2210	言語障害児教育相談
2211	地域における障害のある児童・生徒・保護者の居場所づくり
2212	学童保育室での障害のある児童の受入
2213	理解促進研修・啓発

社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援の展開	
③障害福祉サービス・子育て支援サービスの提供	
2214	児童発達支援
2215	自立支援・地域生活支援
2216	障害特性に応じた適切な相談支援・情報提供体制の実施
2217	障害児保育
2218	障害のある子どもの小・中学校への円滑な移行のための保・幼・小・中の連携
④経済的支援	
2219	特別児童扶養手当
2220	支援学級等就学奨励
◇児童虐待防止	
①児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化	
2301	児童虐待防止の啓発活動
2302	子育てに関する相談による児童虐待の防止
2303	要保護児童対策地域協議会の強化
②要保護児童のいる家庭への支援	
2304	被虐待児・保護者の支援
2305	面前DVの防止及び被害者の支援
◇外国人など配慮が必要な家庭への支援	
2401	帰国・渡日の児童・生徒への支援
2402	外国人保護者への通訳派遣
◇子どもの貧困対策	
2501	生活困窮者自立支援
2502	「未来は変えられる」プロジェクト

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展開	
◇意識啓発	
①企業への啓発	
3101	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発
3102	子育て支援の取組等を事業者評価の基準とする制度の推進
3103	雇用・労働関係セミナー及び労働に関する啓発
②家庭への啓発や支援	
3104	男女共同参画に関する啓発
3105	父親対象の子育て支援講座
3106	女性の就労支援
◇職場環境の改善に向けた支援	
3201	働きやすい職場づくりの推進
3202	特定事業主行動計画（第3期）の運用

第2節 ライフステージごとの施策（事業）

1 妊娠・出産期

（1）子どもを生み育てるための意識啓発

次代の担い手を育成し、社会全体で子育てを支えていくことが重要であることから、社会のあらゆる分野で、結婚や出産、子育てを歓迎し応援する気運を醸成するための啓発を推進します。

★：2つ以上のライフステージにまたがる事業（以下、同様）

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1101 ★	子育て・子育て支援等の啓発	市の取組を伝えるニュースの発行や少子化対策のフォーラムを開催するなど、子どもを生み育てることの意義や重要性などについて、市民に広く普及・啓発します。	新規	こども政策課
1102 ★	「いばらき結婚・子育て応援団」の結成	「いばらき結婚応援団」・「いばらき子育て応援団」を設置し、これらの活動を支援することで、企業・店舗・NPO等地域が一体となった、結婚や子育てを応援する市民運動の展開を図ります。	新規	こども政策課
1103 ★	次世代育成支援に関する意識啓発	次世代育成支援に関する意識啓発のための事業を実施します。（「ふたりの出会い100選」「子育ていいとこ比べ」を公募・選定。啓発用冊子に掲載・配布。次世代育成支援情報コーナーの運営など）	新規	こども政策課
1104 ★	児童福祉週間（5月5日～11日）の普及啓発	児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るため、児童福祉週間の期間中に、ポスター等による広報活動や子育てに関する相談窓口を身近に感じてもらえるような取組を推進します。	新規	こども政策課 子育て支援課

(2) 妊産婦の健康保持・増進

心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、妊産婦の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産できる環境を確保します。

①妊娠・出産に関する相談・情報の提供

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1105	母子健康手帳の交付、妊婦面接・相談	妊娠届出者への母子健康手帳交付時に、保健師が面接し、母子保健事業の周知、妊婦健康診査の勧奨、妊娠初期からの健康管理についての保健指導や、出産の準備などの情報提供を行います。 また、相談にも応じ、必要な支援を行います。	継続	保健医療課
1106	両親教室	出産や育児に関する疑問を解消し、知識を身につけられる場として、妊婦やその夫が参加する講座を実施します。	継続	保健医療課
1107 ★	保健相談	妊産婦や乳幼児の保護者に対し、心身の健康と育児や予防接種等の相談を実施します。	継続	保健医療課
1108 ★	訪問指導	妊産婦や乳幼児のいる家庭に、保健師・助産師等が訪問し、育児相談やつどいの広場等の情報提供等を実施します。	質的充実	保健医療課

②妊娠・出産期における健康の保持・増進

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1109	妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康保持、妊娠状態を定期的に確認します。	量的充実	保健医療課
1110	妊婦歯科健康診査	妊娠期の口腔の健康管理を通して、安全・安心な出産をサポートするため、妊婦に対して実施します。	継続	保健医療課
1111 ★	生活習慣病予防	妊婦とその夫及び乳幼児健康診査を受診した保護者に対し、生活習慣病の予防や受動喫煙防止などの情報提供を行います。	継続	保健医療課
1112 ★	産前・産後ホームヘルパー派遣	産前・産後、体調不良のため家事や育児が困難な家庭や、多胎児を出産した家庭等にホームヘルパーを派遣します。	継続	子育て支援課
1113	入院出産の助成	誰もが子どもを安心して産めるように、経済的な理由により入院助産できない妊産婦に対し、入院助産に要する費用を一部助成します。	継続	こども政策課

2 就学前期

(1) 子どもの健康保持・増進

子どもの健やかな成長を支援するため、子どもの健康保持・増進への取組や健康に関する相談・情報提供に柔軟に対応できる体制の充実を図るとともに、幼少時からの食生活・生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

①子どもの健康の保持・増進

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1201	乳幼児健康診査	乳児期、幼児期における各種健康診査を実施し、異常の早期発見、医療及び療育への連携、育児不安等に対応し、子育て支援に努めます。	継続	保健医療課
1202	乳幼児健診における育児支援強化	1歳8か月児・3歳6か月児健康診査で、親子の遊び場を設定し、保育士が遊びの指導を行います。また、子育てをめぐる悩みの相談を実施し、虐待の早期発見に努めます。	継続	保健医療課
1203	歯科疾患予防	歯科疾患予防を図るため、幼児に対する口腔内検査、予防処置、保健指導、カリオスタット等を実施します。	継続	保健医療課
1204	二次健康診査（経過観察健診）	一次健康診査等で発見された問題について、適切な事後指導を行うため、経過観察や相談等を実施します。また、関係機関と連携を図りながら、医療機関や療育機関等を紹介します。	継続	保健医療課
1205 ★	予防接種	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施します。	継続	保健医療課
1206 ★	小児救急医療体制の確保	小児救急の広域化に伴い、3市1町（本市、高槻市、摂津市、島本町）で高槻島本夜間休日応急診療所の小児科を共同運営します。	継続	保健医療課
1207	保育所・幼稚園における子どもの健康管理	子どもの健康管理については、保護者との連携を図りつつ、内科、歯科、耳鼻咽喉科等の健診を行い、健康及び発達状況を把握し、子どもの健やかな成長を促します。	継続	保育幼稚園課

②食育の推進

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1208	栄養相談	乳幼児期の食事と栄養等について正しい知識の普及を図ります。	継続	保健医療課
1209	離乳食・幼児食講習	乳幼児をもつ保護者に対し、離乳食や幼児食用の食品の選び方、調理方法、味付け等の講習を実施します。	継続	保健医療課
1210	幼稚園における食育	保護者に対しては「ほけんだより」や講演会を通して幼児期の食生活の大切さや栄養指導に取り組みます。園庭において菜園活動を行い、生産の喜びを知るとともに食への関心を高めます。	継続	保育幼稚園課
1211	保育所における食育	安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するため、給食関係者による情報交換や研修等を実施します。保育所の所庭において菜園活動を行い、乳幼児期から生産の喜びを知るとともに食への関心を高めます。	継続	保育幼稚園課

(2) 就学前教育・保育の充実

幼稚園や保育所などでは、集団生活や様々な体験活動を通して社会性や自主性を培い、子ども一人ひとりが心身ともに健全に成長できるよう、教育・保育の一体的提供を推進します。

また、家庭支援を含め、適切な幼児期の教育・保育ができるよう幼稚園教諭や保育士などの知識・技能の向上を図ります。

①子どもの個や発達に応じた教育・保育の推進

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1212	「個」を大切に する幼稚園教育	「茨木市人権教育推進プラン」に基づき、一人ひとりの人格が尊重される集団づくりを通して幼児の成長発達に即した教育を推進します。	継続	保育幼稚園課
1213	「個」を大切に する保育	「茨木市人権保育カリキュラム」に基づき、子どもの豊かな感性と創造力を養うことができる環境に配慮するとともに、子どもの発育について「個」を尊重した保育を展開します。	継続	保育幼稚園課
1214	心理判定員による巡回指導・面談相談	保育所・幼稚園での子どもの様子を観察し、発達に基づく話し合いや保護者に対する指導を実施します。	継続	保育幼稚園課

②保育所・幼稚園の機能の強化

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1215	公立保育所の機能と役割の強化	公立保育所の機能と役割を強化し、子育て家庭への支援や相談事業を充実します。	質的充実	保育幼稚園課
1216	公立幼稚園の認定こども園化	社会情勢や幼児期の教育・保育に対する多様なニーズに対応するため、公立幼稚園の認定こども園化を推進します。	新規	保育幼稚園課
1217	認定こども園の普及	保育所・幼稚園の特長をあわせ持つ認定こども園の普及に努めます。	新規	保育幼稚園課
1218 ★	小・中学校への円滑な移行のための保・幼・小・中の連携	幼児期の教育・保育と小学校以降の教育との円滑な移行、並びに子どものライフステージの各段階で生じる壁の解消を図るため、保育所・幼稚園・小学校・中学校間のスムーズな接続に努めます。	質的充実	保育幼稚園課 学校教育推進課
1219	保育の提供体制の充実	既存保育所の定員の見直しや弾力化のほか、既存施設の利活用等により待機児童の解消に努めます。多様な保育サービスに対応し、安全等に配慮した施設整備を継続するとともに、地域型保育事業の整備を推進します。また、民間保育施設整備への助成を行います。	量的・質的充実	保育幼稚園課
1220	待機児童保育室の運営	社会情勢や保育ニーズの変化に柔軟に対応するため、認可保育所に準じた基準で待機児童保育室を運営します。	継続	保育幼稚園課
1221	地域型保育の促進	地域における多様なニーズにきめ細かく対応できる質の確保された保育の体制を確保し、早期の待機児童の解消に努めます。	量的・質的充実	保育幼稚園課
1222	幼稚園の預かり保育（一時預かり）	保護者の希望によって、通常の教育時間を超えて行う預かり保育（一時預かり）を実施します。	量的充実	保育幼稚園課
1223	延長保育	通常の保育時間を超えて保育を実施する延長保育を実施します。 保護者の就労形態の多様化に合わせて事業の充実に努めます。	継続	保育幼稚園課
1224	休日保育	利用者の利便性を勘案した上で、保護者の就労形態の多様化に伴う休日勤務に対応するため、日曜や祝日に保育を行う休日保育を実施する保育所の拡充に努めます。	量的充実	保育幼稚園課

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1225 ★	病児・病後児保育	病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行います。 保護者のニーズに応じて利用しやすくなるよう事業の運用に努めます。	量的拡充	保育幼稚園課

③教育・保育環境の質的向上

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1226	保育所・幼稚園職員の研修	保育所・幼稚園において、社会ニーズや実態に即した研修を企画及び実施し、職員の知識・技能の向上を図ります。	質的充実	保育幼稚園課
1227	保育所・幼稚園の施設整備	適切な遊具の選定・整備や自然環境等の整備など、就学前児童の安全・安心を確保し創造性を育むことができる環境づくりを図ります。	継続	保育幼稚園課
1228	施設型及び地域型給付対象施設等に対する認可・確認	対象施設等の認可・確認を行うことにより、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を推進します。	量的・質的充実	保育幼稚園課

(3) 子育て支援サービスの充実

子育てに対する不安や悩みを解消し、安心して子育てができるよう、保健、福祉、医療、教育など関係分野が連携した総合的な子育て相談支援体制とともに、多様な方法による情報提供の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業の整備・充実に努め、すべての子育て家庭への支援を推進します。

①相談支援・情報提供

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1229 ★	子育てに関する相談	子育てや発達などについて、電話・面接による相談を実施します。相談内容に応じ、専門的機関につなげられるよう関係機関との連携を図ります。	継続	子育て支援課 保育幼稚園課 保健医療課
1230 ★	子育てに関する情報発信	保育サービスや子育て支援に関する情報を掲載した冊子を作成・配布します。ホームページでも積極的に情報を発信します。	継続	子育て支援課 保育幼稚園課 保健医療課

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1231 ★	利用者支援	子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者又は妊婦がその選択に基づき多様な教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう必要な支援を行います。	新規	子育て支援課
1232	子育て支援総合センター各種講座	就学前児童の保護者を対象に、乳幼児の生活リズム・家庭での事故防止等をテーマに講座を実施します。	継続	子育て支援課

②地域子ども・子育て支援事業の充実

	事業	内容	行動目標	担当課
1233	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、育児に関する助言及び子育て支援に関する情報等の提供を行います。	継続	子育て支援課
1234	養育支援家庭訪問	養育上支援が必要な家庭に対し、訪問支援員に加え、保育士や心理判定員等の専門職が家庭を訪問し、保護者の自立に向けた支援を実施します。	量的充実	子育て支援課
1235 ★	地域子育て支援拠点の整備	就学前 の子どもと保護者が、気軽に集い、自由に遊べる場の拡充を図ります。 また、保護者の一時預かりのニーズに対応するため、一時預かりの拡充を検討します。	量的・質的充実	子育て支援課
1236 ★	ショートステイ	保護者の病気や出産、育児疲れなどで子どもの養育が一時的にできない場合、児童養護施設と連携し、対応します。 保護者の就労形態の多様化に合わせて事業の充実に努めます。	継続	子育て支援課
1237 ★	トワイライトステイ	保護者の仕事などが恒常的に夜間にわたる家庭の子どもを児童養護施設と連携して預かります。	継続	子育て支援課
1238 ★	ファミリー・サポート・センター	地域で育児の手助けをしてほしい依頼会員と手助けをする援助会員の相互援助活動により、子育てを支援します。	継続	子育て支援課
1239	出前型一時保育	子育て世代が、講演会や審議会等へ参加できるように、保育ボランティアを派遣して一時的に子どもを預かります。	継続	子育て支援課

	事業	内容	行動目標	担当課
1240	一時預かり（一時保育）	保護者の外出や病気のため、家庭で子どもの保育ができない場合など、一時的に子どもを預かります。 保護者のニーズに応じて利用しやすくなるよう事業の運用に努めます。	継続	子育て支援課

③経済的支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1241 ★	児童手当	家庭生活の安定に寄与するとともに児童の健やかな成長を願って支給する児童手当について、制度の普及・啓発に引き続き努めます。	継続	こども政策課
1242 ★	こども医療費の助成	子どもの健やかな育成を支援するため、子どもの医療費の一部を助成します。	量的拡充	こども政策課
1243	就園助成	就園機会の拡充を図るため、私立幼稚園児の保護者に「私立幼稚園就園奨励費補助金」「私立幼稚園等在籍児保護者補助金」を助成します。	継続	保育幼稚園課

（４）地域ぐるみの子育て支援

地域住民や関係団体等が連携・協働し、地域に根ざした様々な子育て支援活動を推進します。そのような活動を通じ、地域の連帯感の強化や地域の教育力の向上を図り、次代を担う子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支え合い・助け合う体制を推進します。

①子どもを守るための地域ネットワークの機能強化

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1244 ★	地域福祉ネットワークの推進	地域で困っている方々へのアウトリーチの機能を持つ健康福祉セーフティネットと、困ったときに身近で相談できる福祉まるごと相談会を全小学校区に設置し、 安心して暮らせる地域づくりを推進します。	量的充実	福祉政策課
1245	子育て支援団体のネットワーク化	子育て支援総合センター及び公立保育所を中心に、地域における子育て支援活動団体等のネットワーク化を推進します。	継続	子育て支援課

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1246 ★	子育て支援関係団体との協働によるイベントの開催	子育て支援に関わる団体や機関との連携・交流を促進するために、協働でイベントを開催します。	継続	子育て支援課

②子育て支援活動を行う団体等への支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1247	子育てサークル・グループ支援	保護者等で構成される子育てサークルやグループ及び各種子育て支援団体等を対象に、子育てサポーターの派遣やおもちゃの貸し出し等を行います。	継続	子育て支援課
1248	子育て支援の人材育成	地域における子育て支援活動の活性化を図るために、その中心となる人材を育成する研修を実施します。	継続	子育て支援課
1249 ★	民生委員・児童委員・地区福祉委員会の活動支援	民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域の最も身近な相談相手であることを市民に更に周知するとともに、様々な相談に応じることができるよう、研修の実施や情報提供を行うなど、安心して活動できるよう支援を行います。 また、地区福祉委員会が実施する「親子交流の場」の開設を支援します。	継続	福祉政策課

③子どもの豊かな情操を育む家庭教育への支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1250	ブックスタート	絵本を介した親子のふれあいのために、4か月児健康診査を受診する子どもを対象に絵本を配付します。	継続	中央図書館
1251 ★	子どもの読書活動推進	子どもが読書に親しめるよう、読書環境の整備を図り、おはなし会等様々な行事を実施します。	継続	中央図書館

④ふれあい・交流の推進

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1252	保育所・幼稚園の地域開放	保育所・幼稚園を開放し、在宅の親子と保育所・幼稚園の子どもたちや地域の人々との交流を促進します。家に閉じこもりがちな子育てをする保護者への支援を図ります。	質的充実	保育幼稚園課

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1253	赤ちゃんと保護者のつどい	先輩パパ・ママが妊婦や乳児の保護者に情報提供をしたり、育児に関する悩み等を話し合ったり、友だちづくりをするなど、交流を図る場を提供します。	継続	保健医療課
1254 ★	ふれあい体験学習	幼児から中学生を対象に、地域の高齢者が講師となり、昔遊び、手作りおもちゃ、囲碁・将棋の指導、絵本の読み聞かせ等の様々な体験学習を行います。	新規	こども政策課
1255	7・8か月児親子交流	7・8か月の子どもと保護者同士の交流を深める場を提供します。	継続	子育て支援課
1256	親支援プログラムの実施	子どもをもつ保護者が参加者同士で悩みや関心のあることを話し合いながら、子育てについて学び合う学習会を実施します。 子育てに悩み等をもつ保護者が気軽に参加してもらえよう環境整備につとめます。	継続	子育て支援課
1257	ローズWAM親子交流	就学前児童と保護者がリズム遊びや手遊び等で楽しく遊ぶ機会を提供します。	継続	人権・男女共生課

(5) 安心して外出できる環境整備

道路（歩道）のほか、公共及び民間施設についてユニバーサルデザインの視点に立った施設・設備の整備・充実に努め、子どもや子育て家庭が安心して外出できる環境づくりに取り組みます。

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1258	赤ちゃんのほっとスポットの整備	外出中におむつ替えや授乳などで立ち寄ることができるよう、公共施設や民間施設等に、「赤ちゃんのほっとスポット」の整備・登録を進めます。	新規	子育て支援課
1259 ★	道路（歩道）の整備	通学路や生活道路において、歩車分離を図り、歩行者の安全を確保したり、子育て中の親子や高齢者、障害者が安全かつ円滑に移動できるよう歩道の段差解消や改良を行います。	継続	道路交通課
1260 ★	公園等の整備及び維持補修	身近な憩いやレクリエーションの場として、子どもや子ども連れが利用しやすい公園等の整備及び維持補修を行います。	量的・質的充実	公園緑地課

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1261 ★	交通安全啓発・ 指導	交通安全について啓発する教室を市内の幼稚園や保育所、小・中学校で実施します。また、体験型の教室を実施するほか、幼児の自転車乗車時におけるヘルメット着用の推進等に努めます。	継続	道路交通課

3 小・中学校期

(1) 特色ある学校教育の充実

児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばし、「生きる力」を育む教育を推進するとともに、一人ひとりの個に応じた教育を推進し、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を図ります。

また、地域との連携により多様な体験活動を実施するなど、児童・生徒の健やかな心身を育む取組を推進します。

① 「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1301	特色ある学校づくり	児童・生徒の体験活動を充実し、学校評価等で明らかになった自校の課題を解決することを目的として「特色ある学校づくり推進交付金」を交付します。地域の教育資源の活用、外部講師を招聘した校内研修会の実施など各学校の自主的・自律的な取組により、「特色ある学校づくり」をめざします。	継続	学校教育推進課
1302	「個」を大切に する教育	「茨木市人権教育推進プラン」に基づき、一人ひとりかけがえのない存在として大切にするとともに、体験・参加型学習や幅広い交流などを通して、自他の大切さを認めるなど豊かな人間性を育む教育を推進します。	継続	学校教育推進課
1303	道徳教育・人権教育	「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。また、様々な人権問題の解決に向けて、教員研修や管理職研修の充実を図り、指導者としての教職員の人権感覚・人権意識の向上に努めます。	量的・質的 充実	学校教育推進課
1304	学力向上	6か年の学力向上施策の成果と課題を踏まえた第3次学力・体力向上3カ年計画（茨木っ子ジャンプアッププラン28）に基づき、実践的教育活動の活性化を図り、本市の教育振興を図ります。	量的・質的 充実	学校教育推進課

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1305	体力向上	児童・生徒に生涯にわたって運動に親しむ知識・技能や能力の基礎を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図ります。小・中6年間、スポーツテストを実施し、児童・生徒が自らの体力の状況を知り運動への動機づけとするとともに、市内及び学校全体のデータを体育指導に有効に活用します。	量的・質的充実	学校教育推進課
1306	情報モラル教育	スマートフォンや携帯電話、インターネットの利用による犯罪やいじめ等の被害や加害から子どもを守るための情報モラル教育を行います。	質的充実	教育センター
1307	教職員の研修	小・中学校教職員の指導力の向上を図るため、ライフステージに応じた研修を実施します。	継続	教育センター
1308	学校施設の整備	快適な学習環境を整備するため、校舎の大規模改修や、エアコンの設置・便所改修・バリアフリー化への対応など、設備の充実に努めます。	継続	施設課

②教育相談

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1309	教育相談	児童・生徒の学習、性格、行動、身体、発達、進路等の教育に関する、電話・面接による相談を実施します。	継続	教育センター

③児童・生徒の心身の健康への支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1310	小・中学校における食育	各校で作成している「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校教育活動全体を通して食に関する指導を行い、望ましい食習慣の形成に結びつけます。	継続	学校教育推進課
1311	食育システムによる講座	栄養バランスを瞬時にチェックできる食育システムを使い、健康的な食生活を学ぶ講習会を実施します。	継続	保健医療課
1312	子どもクッキング	児童・生徒が食生活の大切さを学び、望ましい食習慣を身につけられるよう、調理実習等の講習会を実施します。	継続	保健医療課
1313	健康管理への支援	自ら健康管理ができるよう、健康づくりに必要な知識の普及と情報提供を行い、個別の相談に応じます。	継続	保健医療課

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1314	防煙教育	小・中学生に対し、学校との協力により、たばこに関する正しい知識の普及・啓発等の防煙教育を実施します。	継続	保健医療課
1315	生徒指導事象（いじめ・不登校問題行動等）への対応	「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、早期発見・解決に取り組めます。いじめ・不登校や暴力行為等の問題行動に対して、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子ども支援協力員との連携、生徒指導支援教員の活用により、生徒指導事象に迅速かつきめ細やかに対応する学校体制の構築を支援します。 また、学校応援サポートチームによる学校への指導・助言を充実します。	量的・質的充実	学校教育推進課
1316	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置	配慮が必要な児童・生徒や家庭を福祉面で支援するため、社会福祉の専門的な知識・経験をもつスクールソーシャルワーカーを中学校区に配置するとともに、教育相談体制を充実させるため、スクールカウンセラーを全小学校に配置します。	量的・質的充実	学校教育推進課
1317	子ども本人からの相談	子ども本人からのいじめ等の悩み相談を実施します。	継続	学校教育推進課 教育センター
1318	専門カウンセラーによる相談・指導	専門カウンセラーによる相談、不登校児童・生徒支援室（ふれあいルーム）の開設、引きこもり児童・生徒家庭訪問指導、別室登校児童・生徒支援等を実施します。	継続	教育センター

④就学及び進路・進学のための支援

	事業	内容	行動目標	担当課
1319	キャリア教育	中学校区において作成するキャリア教育全体計画に基づき、児童・生徒が主体的に進路を選択・決定できるよう、発達段階に応じたキャリア教育に系統的・継続的に取り組めます。	質的充実	学校教育推進課
1320	進路・進学の支援	茨木市進学対策委員会や学区ブロック別の協議会、私立高校入学合同説明会などの開催を通じて、進路情報の収集・提供に努め、進路指導と進学対策の充実を図ります。	継続	学校教育推進課

	事業	内容	行動目標	担当課
1321	就職の支援	就職指導委員会を主体に、就職相談会・事業所見学会の実施や就職する生徒を励ます研修会などの開催により就職希望生徒の職業指導及び事後指導の充実を図ります。	継続	学校教育推進課
1322	就学援助	小・中学校に通学している家庭で、学用品費、修学旅行費等の支払いが困難な家庭に、その費用を補助します。	質的充実	学務課
1323	奨学金の支給	進学に必要な能力と意欲を持つ生徒が、家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう、奨学金を支給します。	継続	学務課
1324	山地部児童・生徒通学費補助	通学の安全を確保するために、山地部でバス通学の許可を受けた児童・生徒に、通学費を補助します。	継続	学務課

(2) 学校・地域・家庭の連携

子どもの人間性豊かな人格や心の形成、育成を促すため、学校・地域・家庭が連携・協働しながら、さまざまな体験や交流活動を推進し、子どもの生きる力を育む環境づくりを推進します。

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1325	学校応援サポート	小・中学校の生徒指導上の諸問題並びに学校に対する保護者や地域住民等からの様々な要望のうち、学校だけでは問題の解決が困難な事象に対して、学校応援サポートチームが学校の取組を支援し、解決を図ります。	継続	学校教育推進課
1326	児童・生徒の安全対策	市内小・中学校の児童・生徒の安全な通学のために、ボランティア巡視員による見守り活動、安全を脅かす恐れのある情報についての緊急メール配信、通学路の安全点検などの取組を通して、子どもを見守るネットワークづくりを推進します。	継続	学校教育推進課
1327	こども会活動の支援	こども会活動を通じて地域の子どもの自主性や社会性を養うために、様々な体験活動が実施できるよう支援します。	継続	青少年課

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1328	こども会等の指導者の育成	こども会活動を指導する育成者を対象に研修会等を実施し、こども会等の指導者の育成や知識・技能の向上を図ります。	継続	青少年課
1329	スポーツ少年団の育成	地域社会の中で、スポーツを通じて子どもの健全育成を図ります。	継続	スポーツ推進課
1330 ★	スポーツ環境の整備	総合型地域スポーツクラブの整備など地域におけるスポーツ環境を整備します。	継続	スポーツ推進課
1331 ★	環境教育・啓発	将来を担う子どもたちをはじめとする幅広い市民を対象に、環境に関する学習会・研修会・観察会等を開催し、環境保全意識を高め、環境行動につなげていきます。	継続	環境政策課
1332	家庭教育支援	子どもの健全育成を図るため、家庭教育の重要性を周知し、児童・生徒を持つ親に対し、子どもの発達段階等に応じた親のあり方についての学習機会を提供します。	継続	社会教育振興課
1333	家庭教育学級指導者研修会	家庭教育学級のリーダー的立場の方を対象に、学級運営上必要な知識や実践的な技術を習得し、より魅力のある学級づくりに役立てることを目的に開催します。	継続	社会教育振興課
1334 ★	乳幼児とのふれあい・交流	子どもを生み育てることや生命の大切さなどを学ぶことができるよう、乳幼児とのふれあい体験の機会を提供します。	量的充実	子育て支援課 学校教育推進課

(3) 安全で安心な居場所づくり

福祉・教育などの関係分野が連携した総合的な支援体制の充実を図りながら、地域との連携のもと、子どもたちにとって安全・安心な居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業を通じ、地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進します。

①居場所づくり

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1335	地域における子どもの居場所づくり	放課後や休日に自由につどい、遊び、地域住民と交流できる居場所づくりを進めます。	新規	青少年課 こども政策課

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1336	学童保育室の運営	放課後、保護者が家庭にいない主に小学校低学年児童を預かり、児童の健全育成を図ります。集団規模の適正化や時間延長などに対応するほか、施設の充実を図ります。 また、学童保育室と放課後子ども教室の両事業に児童が参加しやすい環境整備や学童保育指導員と放課後子ども教室コーディネーターの連携促進に努め、放課後の居場所の充実を図ります。	量的・質的充実	学童保育課
1337	放課後児童健全育成事業の支援	放課後児童健全育成事業を行う民間事業者に対し、運営費の一部を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、児童の安全・安心な居場所の確保に努めます。	継続	学童保育課
1338	学童保育室指導員の研修	児童個々の課題に対応できる知識・技能を身につけるとともに、運営方針要領に基づき、研修を実施します。	質的充実	学童保育課
1339	放課後子ども教室の推進	放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所の確保を図るため、地域住民や大学生等の参画を得て、子どもたちと諸活動に取組み、地域社会全体で地域の子どものたちを見守り育む居場所づくりを推進します。 また、学童保育室と放課後子ども教室の両事業に児童が参加しやすい環境整備や学童保育指導員と放課後子ども教室コーディネーターの連携促進に努め、放課後の居場所の充実を図ります。	質的充実	青少年課

②地域の安全確保策

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1340 ★	防犯に関する広報・啓発	子どもが安全に暮らせる地域づくりのために、警察や関係団体、地域住民と連携した防犯に関する広報・啓発を実施します。	継続	危機管理課
1341 ★	防犯カメラ設置補助	屋外の公共空間で発生する子どもや女性への犯罪の抑止を図るため、防犯カメラを設置する事業に対し、補助金を交付します。	量的充実	危機管理課

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1342 ★	啓発冊子（防災ハンドブック）作成配布	女性や子ども、高齢者、障害者、外国人等の多様な主体に配慮した防災ハンドブックを作成配布し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。	継続	危機管理課

（４）子どもの視点を取り入れた社会づくり

市民が子どもの権利について認識を深めるとともに、次代を担う子どもたちの健全な育ちを協働して支え、社会の一員として自立できる環境づくりを推進します。

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1343	子どもの権利に関する啓発・普及	パンフレット・学習会の開催等を通じ、「児童の権利に関する条約」の啓発・普及を実施します。	継続	子育て支援課 人権・男女共生課
1344	子ども学習 未来へ発信！	次代を担う子どもたちが、まちづくりに対して要望や意見を発言できる場を提供し、今後の市政運営の参考にします。	継続	広報広聴課
1345	子どもたちの体験型まちづくり学習	子どもたちの「まち」や「まちづくり」への関心を高め、将来のまちづくりの担い手としての成長を期待して、体験型の学習の場を提供します。	継続	都市政策課

4 青年期

(1) 若者の自立支援

ひきこもり・ニート・不登校や様々な課題を抱える若者が、就労・就学等の社会参加ができるよう、自立に向けた支援を行います。

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1401	子ども・若者総合相談窓口	社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者を対象とした総合相談窓口において、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供を行います。	質的充実	こども政策課
1402	子ども・若者自立支援センターにおける相談・支援	ひきこもり等の状態にある子ども・若者が社会参加できるよう、「子ども・若者自立支援センター」において、ひきこもり等の当事者や家族の相談・支援を行います。また、低所得世帯に対し、相談料等の助成を行います。	継続	こども政策課 教育センター
1403	子ども・若者の自立に関するネットワークの推進	子ども・若者支援地域協議会に参画する様々な支援機関・団体の専門性を活かし、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者の状況に応じた支援を行います。	質的充実	こども政策課
1404	就職サポート	就職相談、講習会・セミナーの実施や職業訓練校等への誘導、合同就職面接会の開催など就職に向けた支援を行います。	量的・質的充実	商工労政課
1405	大学等への修学意欲のある若者への支援	進学や修学に支障をきたすことなく、一人ひとりのゆめが実現できるよう支援を行います。	新規	こども政策課

(2) 青少年の健全育成

学校・地域・家庭が連携し、次代を担う青少年が自他共にかげがえのない存在であることを認識するとともに、社会の一員であることを自覚し、自ら進んで社会参加するための環境づくりを推進します。

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1406 ★	姉妹・友好都市との青少年交流	キャンプやスポーツ等により、姉妹・友好都市と様々な交流機会を設け、子ども同士の交流を通じて、連帯感や協調の精神・国際感覚の養成を図ります。	継続	文化振興課 青少年課
1407 ★	青少年の国際感覚と英語等の語学力の育成	茨木市国際親善都市協会青少年活動室などにおいて、歌やゲームを通して、楽しみながら英語等を学び、子どもの国際感覚と語学力を養成します。	継続	文化振興課
1408 ★	青少年健全育成団体の活動支援	地域における青少年健全育成活動を推進するため、関係団体事業の活動を支援します。	継続	青少年課
1409 ★	青少年を取り巻く環境整備	青少年指導員による有害図書の立入調査、関係機関と連携して行う巡回街頭指導のほか、社会環境浄化活動等により、青少年の健全育成環境の整備を図ります。	継続	青少年課
1410 ★	デートDV防止啓発	恋人間等の暴力（デートDV）の未然防止のため、中学生・高校生等を対象に防止啓発冊子を作成・配布します。また、効果的な啓発となるよう関係機関と連携を図ります。	継続	人権・男女共生課

(3) 体験活動の充実

人間性豊かな人格の形成を目指し、子どもの生きる力を育む環境づくりを推進するため、大人と子どもが協働し、地域にある様々な資源を生かしたボランティア活動や体験活動、交流活動を充実します。

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
1411 ★	青少年の野外活動	野外キャンプなど、子ども同士の連帯感の育成と自然の大切さを感じる心を育むことのできる場を提供するとともに、青少年活動の指導者の育成を行い、子どもの健全育成を支援します。また、学校教育と連携し、より多くの青少年に自然体験ができる機会を増やします。	量的・質的充実	青少年課
1412 ★	青少年センター行事	子ども達に豊かな体験活動の機会を提供するため、上中条青少年センター主催事業として、上中条青少年センターを中心に市の各施設を活用し、土曜日講座・イベントを実施します。	継続	青少年課
1413 ★	各種スポーツ・レクリエーション活動	仲間や参加者とのコミュニケーションを図り、スポーツへの愛着心を育てるため、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会となる行事等を開催します。	継続	スポーツ推進課

第3節 社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援の展開

1 ひとり親家庭支援

母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」に即して、ひとり親家庭の親子がより豊かで充実した生活が営めるよう、日常生活での自立を支え、生活の安定を図る支援を推進します。

①相談・情報提供

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2101	ひとり親家庭の相談・支援	ひとり親自立支援員がひとり親家庭等の保護者からの相談について、関係機関と連携を図り対応を行います。また、ひとり親家庭等の保護者に対しては、養育費が確保できるように、啓発及び情報提供を行います。	継続	こども政策課
2102	ひとり親家庭への情報提供	関係課と連携して、ひとり親家庭対象の講座等を実施し、ひとり親家庭に必要な情報提供と啓発を行います。	新規	こども政策課 人権・男女共生課

②子育て・生活支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2103	保育所の優先入所	保育所において、一斉受付の場合、ひとり親家庭の受け入れを優先します。	質的充実	保育幼稚園課
2104	学童保育室の優先入室	学童保育室において、一斉受付で定員を大幅に超えた場合、ひとり親家庭等の受け入れを優先します。	質的充実	学童保育課
2105	母子生活支援施設への入所受入	母子生活支援施設と連携し、生活困窮者、母子家庭などの保護を行うとともに、入所家庭の自立促進を図ります。	継続	こども政策課
2106	当事者団体への支援	当事者団体の活動内容を充実し、活動の活発化を促進することにより、母子家庭の福祉の向上を図ります。	継続	こども政策課
2107	住宅支援	ひとり親世帯・障がい者世帯・新婚世帯・子育て世帯に対し、適時入居者募集の優先枠を設けます。また、府営住宅の入居者募集の情報提供を行います。	質的充実	建築課

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2108	学習・生活支援	生活困窮世帯・ひとり親家庭の中学生を対象に学習支援を実施します。また、生活上の問題や進路選択（進学に要する費用や奨学金など）に関する各種相談に応じます。	新規	福祉政策課 こども政策課

③就労支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2109	資格取得・技能習得のための支援	パソコン等の技能習得のための講座を実施します。また、資格取得、技能習得等のための受講料の一部や、長期訓練中の一定期間の生活費を補助します。	継続	こども政策課 商工労政課

④経済的支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2110	児童扶養手当	子どもの成長やひとり親家庭の生活の安定を支援するため、子どもの養育に関する手当を支給します。	継続	こども政策課
2111	ひとり親家庭の医療費の助成	ひとり親家庭に属する養育者及び児童にかかる保険診療費の患者負担額の一部を助成します。	継続	こども政策課
2112	ひとり親家庭への福祉資金の貸付	ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、ひとり親自立支援員が貸付相談を実施します。	質的・量的充実	こども政策課
2113	特別割引制度の周知	児童扶養手当の支給を受けている世帯に対し、JR通勤定期乗車券等の割引制度の周知に努めます。	継続	こども政策課

2 障害のある子どもを養育する家庭への支援

障害のある子ども一人ひとりの障害の状況やライフステージに応じた適切な療育及び教育・保育の推進並びに福祉サービスの提供を図り、切れ目のない支援に努めます。

①適切な療育・リハビリテーションの提供

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2201	すくすく教室の運営	1歳8か月健康診査後、療育を必要とする主に2歳児の乳幼児が、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活へ適応することができるよう、適切な相談・指導・援助を行います。 また、電話、面談での相談を受け付けています。	質的充実	子育て支援課
2202	ばら親子教室の運営	療育を必要とする主に3歳半～5歳の乳幼児が、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活へ適応することができるよう、適切な相談・指導・援助を行います。	質的充実	子育て支援課
2203	児童発達支援センター（あけぼの学園）の運営	「児童発達支援センターあけぼの学園」では、日常生活に必要な療育支援サービスや地域支援サービスを提供し、子どもの健全な発達を図ります。	質的充実	子育て支援課
2204	肢体不自由児への機能訓練	医療型児童発達支援センターでは、肢体不自由児を対象に機能訓練を行い、社会適応力を養い自立支援に努めます。	継続	子育て支援課
2205	プロフィールブックの普及	子どもの成育歴や相談歴等を記入していくための市内共通のプロフィールブックを作成・活用し、子どもの所属が変わる毎に同じ内容を聞かれる保護者の負担を軽減し、効果的な相談支援や療育支援につなげます。	新規	子育て支援課
2206	教員の専門知識向上のための研修	障害のある児童・生徒への適切な支援に必要な知識を向上させるための研修を実施します。	継続	教育センター

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2207	巡回相談・発達相談・特別教育相談	小・中学校を巡回し、発達障害のある児童・生徒への教育的支援について専門的助言を行い、生活や学習上の困難を継続して改善します。 また、発達・成長について悩みを有する児童・生徒の保護者、教員に対する専門家による相談も実施します。	継続	教育センター

②ともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2208	支援教育	障害のある児童・生徒一人ひとりが、地域の学校で地域の子どもたちと共に学ぶことを通して、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服することができるよう、必要な支援や介助を行います。	継続	学校教育推進課
2209	就学相談・指導	就学会議の開催や就学相談の実施など、本人や保護者の意向を尊重しながら、障害等の状態に応じた適切な就学相談・指導を実施します。関係機関と連携した早期からの相談を実施するなど充実を図ります。	継続	学校教育推進課 教育センター
2210	言語障害児教育相談	ことばの遅れ、吃音、言語障害などことばの問題についての相談・指導を実施します。	継続	教育センター
2211	地域における障害のある児童・生徒・保護者の居場所づくり	障害のある児童・生徒やその保護者が地域で交流できる居場所づくりを進めます。	新規	こども政策課
2212	学童保育室での障害のある児童の受入	学童保育室において障害のある児童の受け入れを実施します。可能な限り、障害のある児童の受け入れ拡充を図ります。	質的充実	学童保育課
2213	理解促進研修・啓発	障害者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対し、障害や障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを実施します。	継続	障害福祉課

③障害福祉サービス・子育て支援サービスの提供

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2214	児童発達支援	就学前児童には児童発達支援、就学児童には放課後等デイサービスに係る通所給付決定を行います。また、障害児相談支援給付決定及び障害児相談支援事業者の指定を行います。	質的・量的充実	子育て支援課
2215	自立支援・地域生活支援	自立支援給付、もしくは地域生活支援事業などの障害福祉サービスを提供し、障害児の日常生活の安定や家族の介助・介護負担の軽減を図ります。	質的・量的充実	障害福祉課
2216	障害特性に応じた適切な相談支援・情報提供体制の実施	障害者やその家族からの相談に応じ、障害の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切なサービスの支給決定が行われる、相談支援・情報提供体制を充実します。	質的充実	子育て支援課 障害福祉課
2217	障害児保育	障害児保育の充実に向けて、人的・物的な環境整備を図るとともに、心理判定員の保育所への定期的な巡回に努めます。	質的充実	保育幼稚園課
2218	障害のある子どもの小・中学校への円滑な移行のための保・幼・小・中の連携	障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた円滑な移行を図るため、保育所・幼稚園・小学校・中学校間のスムーズな接続を目指します。	継続	学校教育推進課

④経済的支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2219	特別児童扶養手当	中程度以上の身体障害児（20歳未満）・知的障害児（20歳未満）を監護・養育している養育者に手当を支給します。	継続	障害福祉課
2220	支援学級等就学奨励	支援学級等に在籍している児童・生徒の保護者に対して学用品費等を支給します。	継続	学務課

3 児童虐待防止

児童に対する虐待の防止や早期発見のための通告義務等について地域住民に対する啓発を引き続き推進するなど、地域における虐待防止のための支援体制の強化を図ります。

また、保健、福祉、医療、教育、警察等関係機関が連携する児童虐待防止ネットワークによる児童虐待防止対策を展開することで、虐待のない、子どもの人権が守られるまちをめざします。

①児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2301	児童虐待防止の啓発活動	「オレンジリボンキャンペーン」等を通して、市民への一層の啓発を行い、地域全体で見守る活動の推進を図り、児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。	継続	子育て支援課
2302	子育てに関する相談による児童虐待の防止	子育て不安や負担感、子どもへの関わりに戸惑いのある保護者に対して、気軽に相談できるよう、子育て支援総合センター内の「こども相談室」において、適切な情報提供や、よりきめ細やかな相談を行い、負担感の軽減を図ります。	継続	子育て支援課
2303	要保護児童対策地域協議会の強化	児童虐待の防止・解決に向け、情報の共有や支援体制の強化を図ります。また、要保護児童に長期的・多面的に対応するため、適正かつ迅速な情報伝達を図ります。さらに、事例管理を徹底するため、定期的にケース進行管理会議を行うとともに、担当職員や関係機関のスキルアップを図り、支援・対策の効果的な推進に努めます。	継続	子育て支援課

②要保護児童のいる家庭への支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2304	被虐待児・保護者の支援	児童虐待にいたってしまった親子に対し、子どもへの関わり方等の相談を受け、子育てへの不安感・負担感の軽減を図ります。家族の再統合に向けては、子ども家庭センターと連携を図り、被虐待児の家庭復帰後の支援を推進します。	継続	子育て支援課
2305	面前DVの防止及び被害者の支援	心理的児童虐待にあたる面前DVの防止に努めるとともに、被害者・被害児童が安心して暮らせるよう支援します。	新規	人権・男女共生課

4 外国人など配慮が必要な家庭への支援

言語も文化も習慣も異なる外国人の家庭が安心して生活していくことができるよう、外国人を理解する啓発・教育に取り組み、多様性を受け入れる地域社会を築きます。

また、外国籍の子どもや帰国子女が地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることなく健やかに成長することができるよう、必要な支援を実施します。

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2401	帰国・渡日の児童・生徒への支援	帰国・渡日の児童・生徒が習得している貴重な文化体験、母語を生かし、社会で生きる力を育むための学級を開講するとともに、日本語の理解が困難な児童・生徒に授業通訳を派遣します。	量的・質的充実	学校教育推進課
2402	外国人保護者への通訳派遣	日本語の理解が困難な外国人保護者に、授業参観、懇談、家庭訪問等の際に通訳を派遣します。	継続	保育幼稚園課 学校教育推進課

5 子どもの貧困対策

国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。

本市においてもこの大綱の考え方を踏まえ、貧困家庭に対する自立生活のための支援などに取り組んでいきます。

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
2501	生活困窮者自立支援	経済的に困窮している方(世帯)のみならず、複合的な課題を抱え困っている方(世帯)に対して、本人とともに自立に向けたプランを作成し、伴走型の支援を行います。	新規	福祉政策課
2502	「未来は変えられる」プロジェクト	子どもの貧困に関して設定した指標の改善に向けて、関係各課が教育や生活の支援のための事業を実施します。また、毎年度、指標の改善状況を把握し、事業の見直しを行います。	新規	こども政策課

第4節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展開

1 意識啓発

子育てしやすい職場環境づくりを促進するため、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」をはじめ、育児休業などの各種法制度や子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し、従業員の子育て支援への理解や協力を求める啓発を推進します。

また、家庭に対しては、男女共同参画の視点に立ち、子育ては親として男女関係なく共同で担うものという意識啓発を推進するとともに、男性の子育てへの関わりや女性の就労を支援します。

①企業への啓発

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
3101	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての講座を実施するなど、仕事と子育てを両立することができる職場環境づくりの重要性について理解が深まるよう周知・啓発を図ります。	継続	人権・男女共生課
3102	子育て支援の取組等を事業者評価の基準とする制度の推進	雇用者向けの子育て支援の取組等を入札などにおける事業者評価基準の一つとする制度を推進します。	継続	契約検査課
3103	雇用・労働関係セミナー及び労働に関する啓発	健全な雇用関係の確立及び働きやすい職場環境の実現を図るため、ワーク・ライフ・バランス等に関するセミナーを開催するとともに、公正な採用選考、一般事業主行動計画策定、育児休業制度などの啓発活動を実施します。	量的・質的充実	商工労政課

②家庭への啓発や支援

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
3104	男女共同参画に関する啓発	家庭生活への男女の共同参画を促進するため、男女共同参画に関する啓発や講座を実施します。	継続	人権・男女共生課
3105	父親対象の子育て支援講座	父親の育児参加を促進するために、父親と子どもが遊びを通してふれあう機会の提供や、育児や家事の知識や技術を身につける講座を実施します。	継続	人権・男女共生課

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
3106	女性の就労支援	女性の職場復帰や再就職を支援します。	新規	商工労政課 人権・男女共生課

2 職場環境の改善に向けた支援

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、男女が仕事時間と子育てや家事などの生活時間のバランスがとれる生き方や働き方ができるよう、企業に対し職場環境の改善や従業員の働き方の見直しなどを働きかけます。

事業No.	事業	内容	行動目標	担当課
3201	働きやすい職場づくりの推進	勤労者の福祉の向上を図るため、両立支援や福利厚生の実施など働きやすい職場づくりに取り組む事業主に対する支援を行います。	新規	商工労政課
3202	特定事業主行動計画(第3期)の運用	仕事と子育ての両立モデル職場となるよう、茨木市特定事業主行動計画(第3期)を策定し、平成27年度から取り組みます。	質的充実	人事課

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域設定の考え方

子ども・子育て支援法並びにそれに基づく基本指針では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」（利用ニーズ量）について、子育て家庭の利用希望等を踏まえ設定するとともに、量の見込みを確保するための方策を定めることとなっています。さらに、それらを定める単位として、「教育・保育提供区域」の設定も必要となります。

教育・保育提供区域は、本市の実情に応じて、地理的条件のほか、子どもの人口や交通事情等の社会的条件、教育・保育施設・サービスの提供基盤の整備の状況などを総合的に勘案して設定します。

基本指針では、子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容を記載することが必須事項となっています。

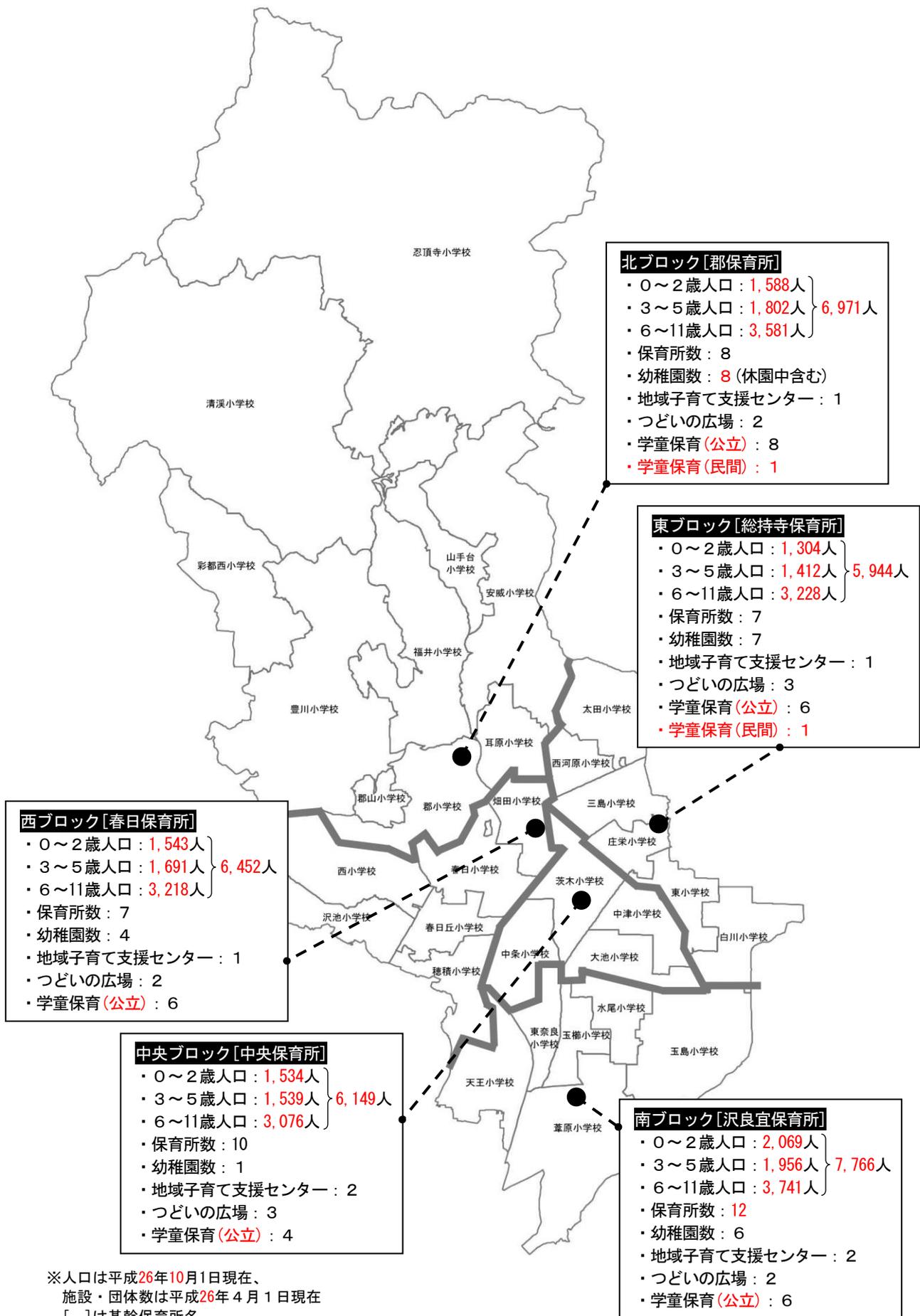
2 本市における教育・保育提供区域

区域内における拠点となる教育・保育施設の配置状況のほか、各区域の子どもの人口と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、小学校区を基本単位に、隣接する複数校区の組み合わせにより、次の5区域を設定しました。

【教育・保育提供区域】

ブロック	小学校区
中央ブロック	茨木、中条、大池、中津
東ブロック	三島、東、太田、庄栄、白川、西河原
西ブロック	春日、春日丘、沢池、畑田、穂積、西
南ブロック	玉櫛、玉島、水尾、天王、葦原、東奈良
北ブロック	安威、福井、清溪、忍頂寺、豊川、郡山、郡、山手台、耳原、彩都西

【教育・保育提供区域図】



第2節 子ども・子育て支援事業についての考え方

1 「量の見込み」と「確保の内容」を設定する事業

基本指針では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、その量の見込み（潜在的なニーズを含む利用の見込み）とそれを確保するための内容を定めることとされています。

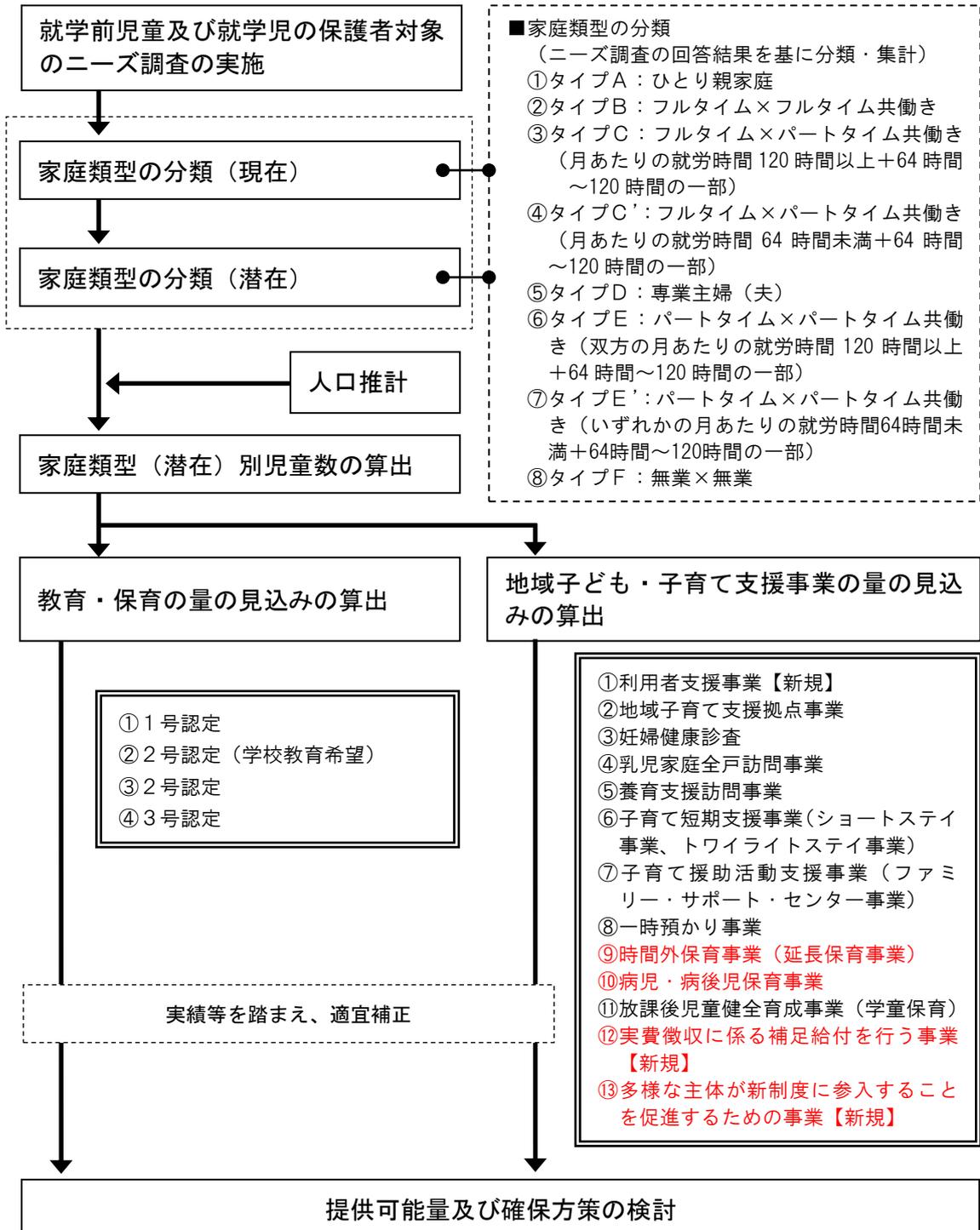
本計画で量の見込みと確保の内容を定める事業は、次の13事業になります。

区 分		対象者等	内 容	
教育・保育	(1)	1号認定	3～5歳	保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分（認定こども園、幼稚園）
	(2)	2号認定	3～5歳	保育の必要性がある認定区分（幼稚園、認定こども園、保育所）
	(3)	3号認定	0歳 1・2歳	保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、保育所、地域型保育施設）
地域子ども・子育て支援事業	(1)	利用者支援事業	0～5歳 小学生	子どもやその保護者が、保育所・幼稚園等での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
	(2)	地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター、 つどいの広場）	0～5歳	親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら、子育て支援を行う事業
	(3)	妊婦健康診査事業	妊 婦	妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業
	(4)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの 乳児	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保育士等が訪問し、地域で子育てを応援する事業
	(5)	養育支援訪問事業	0～18歳未満 養育上の問題を抱え、 育児相談等の支援が必要な家庭	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
	(6)	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）	1～18歳未満	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業
	(7)	子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）	0～小学生	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業
	(8)	一時預かり事業 ①認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） ②その他の一時預かり	①3～5歳 ②0～5歳	①認定こども園・幼稚園における在園児（3～5歳）を対象とした一時預かり（預かり保育）事業 ②上記以外の児童（0～5歳）を対象とした、保育所等における一時預かり事業
	(9)	時間外保育事業 （延長保育事業）	0～5歳	保育所等で通常保育の前後に時間を延長して保育を行う事業
	(10)	病児・病後児保育事業	0歳～小学3年生	病中・病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
	(11)	放課後児童健全育成事業 （学童保育）	小学生	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
	(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	※量の見込みの算出等は不要	
	(13)	多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	※量の見込みの算出等は不要	

2 量の見込み設定についての考え方

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の保育サービスの利用実績等を勘案しながら、一部補正を行いました。

【量の見込み算出の流れ】



3 平成27年度から31年度までの推計児童数

コーホート要因法により推計した平成27年度から31年度までの計画期間中の0歳から11歳までの児童数の推計値は下記のとおりです。

全体として、少子化に伴い、児童人口は減少していき、平成31年度は31,982人で、平成26年度の33,368人から1,386人減少（4.2%減）する見込みです。

【推計児童人口（0～11歳）】

市全域

	実績値	推計値				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	2,575人	2,515人	2,488人	2,427人	2,389人	2,355人
1歳	2,737人	2,551人	2,534人	2,496人	2,436人	2,398人
2歳	2,726人	2,611人	2,577人	2,548人	2,511人	2,452人
3歳	2,799人	2,758人	2,666人	2,623人	2,594人	2,557人
4歳	2,811人	2,853人	2,745人	2,642人	2,598人	2,570人
5歳	2,790人	2,928人	2,890人	2,843人	2,634人	2,590人
6歳	2,838人	2,942人	2,977人	2,952人	2,925人	2,668人
7歳	2,801人	2,926人	2,893人	2,945人	2,890人	2,904人
8歳	2,720人	2,793人	2,919人	2,890人	2,939人	2,863人
9歳	2,715人	2,736人	2,790人	2,916人	2,885人	2,943人
10歳	2,936人	2,706人	2,733人	2,788人	2,895人	2,881人
11歳	2,834人	2,811人	2,627人	2,639人	2,703人	2,801人
合計	33,282人	33,130人	32,839人	32,709人	32,399人	31,982人

中央ブロック

	実績値	推計値				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	505人	501人	512人	506人	509人	520人
1歳	527人	497人	507人	517人	501人	507人
2歳	502人	532人	520人	527人	536人	512人
3歳	518人	518人	558人	546人	550人	561人
4歳	542人	563人	522人	559人	547人	551人
5歳	479人	544人	593人	563人	581人	569人
6歳	528人	545人	576人	632人	602人	608人
7歳	551人	563人	546人	580人	632人	609人
8歳	483人	541人	578人	564人	598人	646人
9歳	480人	517人	554人	592人	575人	614人
10歳	518人	479人	529人	571人	604人	592人
11歳	516人	521人	475人	523人	569人	598人
合計	6,149人	6,321人	6,470人	6,680人	6,804人	6,887人

（各年度10月1日現在）

東ブロック

	実績値	推計値				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳	397人	391人	381人	364人	350人	334人
1歳	452人	398人	387人	373人	361人	345人
2歳	455人	417人	396人	381人	370人	356人
3歳	446人	438人	416人	393人	382人	367人
4歳	491人	485人	433人	406人	387人	373人
5歳	475人	502人	488人	445人	401人	379人
6歳	507人	496人	502人	486人	452人	394人
7歳	476人	531人	482人	490人	467人	443人
8歳	536人	497人	521人	475人	481人	456人
9歳	557人	498人	494人	516人	472人	478人
10歳	581人	587人	493人	486人	509人	468人
11歳	571人	552人	565人	469人	463人	484人
合計	5,944人	5,792人	5,558人	5,284人	5,095人	4,877人

西ブロック

	実績値	推計値				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳	483人	477人	466人	452人	444人	435人
1歳	529人	494人	487人	473人	463人	453人
2歳	531人	524人	499人	488人	475人	465人
3歳	589人	544人	542人	516人	504人	489人
4歳	520人	530人	546人	537人	513人	500人
5歳	582人	579人	533人	561人	533人	505人
6歳	548人	595人	601人	556人	589人	546人
7歳	561人	553人	585人	593人	544人	582人
8歳	518人	556人	553人	587人	595人	539人
9歳	511人	508人	555人	553人	587人	595人
10歳	546人	502人	501人	550人	544人	578人
11歳	534人	539人	489人	484人	534人	524人
合計	6,452人	6,401人	6,357人	6,350人	6,325人	6,211人

(各年度10月1日現在)

南ブロック

	実績値	推計値				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳	685人	667人	653人	636人	621人	601人
1歳	719人	647人	631人	620人	600人	591人
2歳	665人	616人	615人	601人	587人	579人
3歳	660人	664人	595人	594人	577人	570人
4歳	650人	657人	640人	578人	568人	558人
5歳	646人	664人	642人	636人	546人	546人
6歳	625人	646人	638人	616人	616人	525人
7歳	624人	622人	628人	625人	592人	599人
8歳	613人	626人	611人	611人	607人	575人
9歳	586人	589人	612人	596人	594人	597人
10歳	649人	567人	586人	605人	579人	586人
11歳	644人	600人	653人	560人	578人	558人
合計	7,766人	7,565人	7,396人	7,278人	7,065人	6,885人

北ブロック

	実績値	推計値				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳	505人	479人	476人	469人	465人	465人
1歳	510人	515人	522人	513人	511人	502人
2歳	573人	522人	547人	551人	543人	540人
3歳	586人	594人	555人	574人	581人	570人
4歳	608人	618人	604人	562人	583人	588人
5歳	608人	639人	634人	638人	573人	591人
6歳	630人	660人	660人	662人	666人	595人
7歳	589人	657人	652人	657人	655人	671人
8歳	570人	573人	656人	653人	658人	647人
9歳	581人	624人	575人	659人	657人	659人
10歳	642人	571人	624人	576人	659人	657人
11歳	569人	599人	553人	603人	559人	637人
合計	6,971人	7,051人	7,058人	7,117人	7,110人	7,122人

(各年度10月1日現在)

第3節 幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容

国の基本指針及び、教育・保育施設における利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育サービスの提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに、「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による「確保の内容＝提供体制の整備」及び「実施時期」を設定します。

【支給認定ごとの対象年齢・家庭類型、利用該当施設・事業等】

支給認定	対象年齢・家庭類型		該当する施設・事業等 (家庭類型に関連する分類)
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き等で学校教育の希望が強い家庭	幼稚園・認定こども園 (※支給認定：1号認定)
		共働き家庭等	認定こども園・保育所 (※支給認定：2号認定)
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・地域型保育事業

平成27年度から31年度における量の見込み、確保の内容及び実施時期は、次ページ以降のとおりとします。

1 1号認定

3～5歳児が対象で、教育ニーズがある認定区分です。

利用が想定される施設は、「認定こども園」または「幼稚園」です。

(1) 市全域

市全域では需要量を確保できています。(中央ブロックにおいて供給不足となりますが、私立幼稚園は園区設定がなく、通園バス等により他のブロック等に通園している実態があるためです。)

【基本情報】

提供区域	5ブロック	
対象家庭類型	タイプC´	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月64時間未満+月64時間～120時間の一部)
	タイプD	専業主婦(夫)家庭
	タイプE´	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月64時間未満+月64時間～120時間の一部)
	タイプF	無業・無業の家庭
対象年齢	3歳～5歳児	

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計児童人口(人)		8,400	8,539	8,301	8,108	7,826	7,717
量の見込み	1号認定 (学校教育の希望強)	4,773	4,379	4,257	4,158	4,014	3,958
	2号認定 (学校教育の希望強)		722	702	686	662	653
	他市の子ども(受入)		664	439	239	239	239
	①計		5,765	5,398	5,083	4,915	4,850
確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)		1,975	1,975	190	190	190
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		30	270	1,353	1,353	1,353
	確認を受けない幼稚園 (市内の子ども)		4,095	4,095	4,095	4,095	4,095
	他市通園 (市内の子ども)		571	546	546	546	546
	②計		6,671	6,886	6,184	6,184	6,184
差(②-①)			906	1,488	1,101	1,269	1,334

(2) 提供区域別

中央ブロック

現在、ブロック内に公立幼稚園が1園しかありませんが、待機や定員を超えての利用希望もなく、市内全域で考えると需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計児童人口(人)		1,539	1,625	1,673	1,668	1,678	1,681
量 の 見 込 み	1号認定 (学校教育の希望強)		851	860	857	852	851
	2号認定 (学校教育の希望強)		140	142	141	141	140
	他市の子ども(受入)		0	0	0	0	0
	①計		991	1,002	998	993	991
確 保 の 内 容	幼稚園 (特定教育・保育施設)		158	159	19	19	19
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		30	270	401	401	401
	確認を受けない幼稚園 (市内の子ども)		478	495	499	503	499
	他市通園 (市内の子ども)		52	52	52	52	52
	②計		718	976	971	975	971
差(②-①)			-273	-26	-27	-18	-20

東ブロック

現在、公立幼稚園3園、私立幼稚園4園あり、待機や定員を超えての利用希望もなく、需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計児童人口（人）		1,412	1,425	1,337	1,244	1,170	1,119
量 の 見 込 み	1号認定 (学校教育の希望強)		715	676	641	606	584
	2号認定 (学校教育の希望強)		118	111	106	100	96
	他市の子ども（受入）		240	105	0	0	0
	①計		1,073	892	747	706	680
確 保 の 内 容	幼稚園 (特定教育・保育施設)		427	427	7	7	7
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	234	234	234
	確認を受けない幼稚園 (市内の子ども)		1,038	1,029	1,025	1,021	1,022
	他市通園 (市内の子ども)		70	70	70	70	70
	②計		1,535	1,526	1,336	1,332	1,333
差（②－①）			462	634	589	626	653

西ブロック

現在、公立幼稚園2園、私立幼稚園2園あり、待機や定員を超えての利用希望もなく、需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計児童人口（人）		1,691	1,653	1,621	1,614	1,550	1,494
量 の 見 込 み	1号認定 (学校教育の希望強)		851	823	809	776	757
	2号認定 (学校教育の希望強)		140	136	134	128	125
	他市の子ども（受入）		10	10	10	10	10
	①計		1,001	969	953	914	892
確 保 の 内 容	幼稚園 (特定教育・保育施設)		505	504	154	154	154
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	190	190	190
	確認を受けない幼稚園 (市内の子ども)		472	470	468	461	453
	他市通園 (市内の子ども)		145	144	144	144	144
	②計		1,122	1,118	956	949	941
差（②－①）			121	149	3	35	49

南ブロック

現在、公立幼稚園3園、私立幼稚園3園あり、待機や定員を超えての利用希望もなく、需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計児童人口(人)		1,956	1,985	1,877	1,808	1,691	1,674
量 の 見 込 み	1号認定 (学校教育の希望強)		1,052	1,006	971	923	906
	2号認定 (学校教育の希望強)		174	166	160	152	150
	他市の子ども(受入)		90	90	90	90	90
	①計		1,316	1,262	1,221	1,165	1,146
確 保 の 内 容	幼稚園 (特定教育・保育施設)		667	667	2	2	2
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	384	384	384
	確認を受けない幼稚園 (市内の子ども)		755	744	738	734	733
	他市通園 (市内の子ども)		149	149	149	149	149
	②計		1,571	1,560	1,273	1,269	1,268
差(②-①)			255	298	52	104	122

北ブロック

現在、公立幼稚園3園、私立幼稚園3園、認定こども園1園あり、待機や定員を超えての利用希望もなく、需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計児童人口（人）		1,802	1,851	1,793	1,774	1,737	1,749
量 の 見 込 み	1号認定 (学校教育の希望強)		910	892	880	857	860
	2号認定 (学校教育の希望強)		150	147	145	141	142
	他市の子ども（受入）		324	234	139	139	139
	①計		1,384	1,273	1,164	1,137	1,141
確 保 の 内 容	幼稚園 (特定教育・保育施設)		218	218	8	8	8
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	0	144	144	144
	確認を受けない幼稚園 (市内の子ども)		1,352	1,357	1,365	1,376	1,388
	他市通園 (市内の子ども)		155	131	131	131	131
	②計		1,725	1,706	1,648	1,659	1,671
差（②－①）			341	433	484	522	530

2 2号認定

3～5歳児が対象で、保育の必要性がある認定区分です。
利用が想定される施設は、「認定こども園」または「保育所」です。

(1) 市全域

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② 公立幼稚園の認定こども園化を実施します。(平成29年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成28、29、30、31年度)
- ④ 認定こども園の新設を検討します。(平成30年度)

【基本情報】

提供区域	5ブロック	
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
対象年齢	3歳～5歳児	

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計児童人口（人）		8,400	8,539	8,301	8,108	7,826	7,717
量 の 見 込 み	保育利用希望（人）	2,859	3,037	2,953	2,884	2,784	2,745
	①計		3,037	2,953	2,884	2,784	2,745
確 保 の 内 容	認定こども園 （特定教育・保育施設）		1,330	1,472	1,607	1,774	1,789
	保育所 （特定教育・保育施設）		1,425	1,513	1,528	1,543	1,558
	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		21	21	21	21	21
	②計		2,776	3,006	3,156	3,338	3,368
差（②－①）			-261	53	272	554	623

(2) 提供区域別

中央ブロック

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② 公立幼稚園の認定こども園化を実施します。(平成29年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成28年度)

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計児童人口(人)		1,539	1,625	1,673	1,668	1,678	1,681
量 の 見 込 み	保育利用希望(人)	640	279	272	266	258	254
	①計		279	272	266	258	254
確 保 の 内 容	認定こども園 (特定教育・保育施設)		262	302	326	326	326
	保育所 (特定教育・保育施設)		305	378	378	378	378
	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
	②計		567	680	704	704	704
差(②-①)			288	408	438	446	450

東ブロック

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② 公立幼稚園の認定こども園化を実施します。(平成29年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成28、29年度)

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
推計児童人口(人)		1,412	1,425	1,337	1,244	1,170	1,119
量 の 見 込 み	保育利用希望(人)	546	565	549	536	517	510
	①計		565	549	536	517	510
確 保 の 内 容	認定こども園 (特定教育・保育施設)		244	286	310	310	310
	保育所 (特定教育・保育施設)		306	322	337	337	337
	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		21	21	21	21	21
	②計		571	629	668	668	668
差(②-①)			6	80	132	151	158

西ブロック

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② 公立幼稚園の認定こども園化を実施します。(平成29年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成29年度)
- ④ 認定こども園の新設を検討します。(平成30年度)

【量の見込みと確保の内容】

	平成 26年度 (実績)	実施時期					
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
推計児童人口(人)	1,691	1,653	1,621	1,614	1,550	1,494	
量 の 見 込 み	保育利用希望(人)	474	796	774	755	729	719
	①計		796	774	755	729	719
確 保 の 内 容	認定こども園 (特定教育・保育施設)		192	192	231	332	332
	保育所 (特定教育・保育施設)		226	233	233	233	233
	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
	②計		418	425	464	565	565
差(②-①)			-378	-349	-291	-164	-154

南ブロック

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成27年度)
- ② 公立幼稚園の認定こども園化を実施します。(平成29年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成30、31年度)

【量の見込みと確保の内容】

	平成 26年度 (実績)	実施時期					
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
推計児童人口(人)	1,956	1,985	1,877	1,808	1,691	1,674	
量 の 見 込 み	保育利用希望(人)	680	714	694	678	654	645
	①計		714	694	678	654	645
確 保 の 内 容	認定こども園 (特定教育・保育施設)		411	463	487	487	502
	保育所 (特定教育・保育施設)		335	312	312	327	327
	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
	②計		746	775	799	814	829
差(②-①)			32	81	121	160	184

北ブロック

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② 公立幼稚園の認定こども園化を実施します。(平成29年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成30、31年度)
- ④ 認定こども園の新設を検討します。(平成30年度)

【量の見込みと確保の内容】

	平成 26年度 (実績)	実施時期					
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
推計児童人口(人)	1,802	1,851	1,793	1,774	1,737	1,749	
量 の 見 込 み	保育利用希望(人)	519	683	664	649	626	617
	①計		683	664	649	626	617
確 保 の 内 容	認定こども園 (特定教育・保育施設)		221	229	253	319	319
	保育所 (特定教育・保育施設)		253	268	268	268	283
	待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
	②計		474	497	521	587	602
差(②-①)			-209	-167	-128	-39	-15

3 3号認定

0～2歳児が対象で、保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分です。
利用が想定される施設は、「認定こども園」または「保育所」「特定地域型保育事業」です。

(1) 市全域

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② 0～2歳児におけるニーズ確保方策として、小規模保育事業の拡充を図ります。(平成27年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成28、29、30、31年度)
- ④ 認定こども園の新設を検討します。(平成30年度)

【基本情報】

提供区域	5ブロック	
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
対象年齢	0歳～2歳児	

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期					
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
0歳児	推計児童人口(人)	2,575	2,515	2,488	2,427	2,389	2,355	
	量の 見込み	必要利用定員総数	437	660	652	636	627	618
		①計		660	652	636	627	618
	確保の 内容	保育所 (特定教育・保育施設)		234	263	268	273	278
		認定こども園 (特定教育・保育施設)		205	218	223	271	276
		地域型保育事業		66	72	72	72	72
		待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		6	6	6	6	6
		②計		511	559	569	622	632
差(②-①)			-149	-93	-67	-5	14	
1・2歳児	推計児童人口(人)	5,463	5,162	5,111	5,044	4,947	4,850	
	量の 見込み	必要利用定員総数	1,763	2,149	2,127	2,100	2,059	2,019
		①計		2,149	2,127	2,100	2,059	2,019
	確保の 内容	保育所 (特定教育・保育施設)		905	982	992	1,012	1,012
		認定こども園 (特定教育・保育施設)		695	764	774	889	909
		地域型保育事業		143	156	156	156	156
		待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		83	83	83	83	83
		②計		1,826	1,985	2,005	2,140	2,160
差(②-①)			-323	-142	-95	81	141	
保育利用率(0～2歳児)			36.6%	36.6%	36.6%	36.6%	36.6%	

※保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口

(2) 提供区域別

中央ブロック

- ① 0～2歳児におけるニーズ確保方策として、小規模保育事業の拡充を図ります。(平成27年度)
- ② 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成28年度)

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期					
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
0歳児	推計児童人口(人)	505	501	512	506	509	520	
	量の見込み	必要利用定員総数	96	61	60	59	59	58
		①計		61	60	59	59	58
	確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設)		27	40	40	40	40
		認定こども園 (特定教育・保育施設)		36	46	46	46	46
		地域型保育事業		12	12	12	12	12
		待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
		②計		75	98	98	98	98
	差(②-①)			14	38	39	39	40
1・2歳児	推計児童人口(人)	1,029	1,029	1,027	1,044	1,037	1,019	
	量の見込み	必要利用定員総数	432	198	196	193	189	185
		①計		198	196	193	189	185
	確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設)		105	134	134	134	134
		認定こども園 (特定教育・保育施設)		142	168	168	168	168
		地域型保育事業		26	26	26	26	26
		待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
		②計		273	328	328	328	328
	差(②-①)			75	132	135	139	143
保育利用率(0～2歳児)			16.9%	16.6%	16.3%	16.0%	15.8%	

※保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口

東ブロック

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
 ② 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成28、29年度)

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期					
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
0 歳児	推計児童人口(人)	397	391	381	364	350	334	
	量 の 見 込 み	必要利用定員総数	76	123	122	119	118	116
		①計		123	122	119	118	116
	確 保 の 内 容	保育所 (特定教育・保育施設)		71	79	84	84	84
		認定こども園 (特定教育・保育施設)		39	39	39	39	39
		地域型保育事業		6	6	6	6	6
		待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		6	6	6	6	6
		②計		122	130	135	135	135
差(②-①)			-1	8	16	17	19	
1・2 歳児	推計児童人口(人)	907	815	783	754	731	701	
	量 の 見 込 み	必要利用定員総数	296	400	397	392	385	377
		①計		400	397	392	385	377
	確 保 の 内 容	保育所 (特定教育・保育施設)		264	287	297	297	297
		認定こども園 (特定教育・保育施設)		127	152	152	152	152
		地域型保育事業		13	13	13	13	13
		待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		63	63	63	63	63
		②計		467	515	525	525	525
差(②-①)			67	118	133	140	148	
保育利用率(0～2歳児)			43.4%	44.6%	45.7%	46.5%	47.6%	

※保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口

西ブロック

- ① 0～2歳児におけるニーズ確保方策として、小規模保育事業の拡充を図ります。(平成27年度・平成28年度)
- ② 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成29年度)
- ③ 認定こども園の新設を検討します。(平成30年度)

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期					
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
0 歳児	推計児童人口(人)	483	477	466	452	444	435	
	量 の 見 込 み	必要利用定員総数	72	172	170	166	163	161
		①計		172	170	166	163	161
	確 保 の 内 容	保育所 (特定教育・保育施設)		35	36	36	36	36
		認定こども園 (特定教育・保育施設)		27	25	30	60	60
		地域型保育事業		30	36	36	36	36
		待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
		②計		92	97	102	132	132
差(②-①)			-80	-73	-64	-31	-29	
1・2 歳児	推計児童人口(人)	1,060	1,018	986	961	938	918	
	量 の 見 込 み	必要利用定員総数	274	562	556	549	538	528
		①計		562	556	549	538	528
	確 保 の 内 容	保育所 (特定教育・保育施設)		138	141	141	141	141
		認定こども園 (特定教育・保育施設)		91	98	108	197	197
		地域型保育事業		65	78	78	78	78
		待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		20	20	20	20	20
		②計		314	337	347	436	436
差(②-①)			-248	-219	-202	-102	-92	
保育利用率(0～2歳児)			49.1%	50.0%	50.6%	50.7%	50.9%	

※保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口

南ブロック

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
 ② 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成30、31年度)

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期					
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
0 歳児	推計児童人口(人)	685	667	653	636	621	601	
	量 の 見 込 み	必要利用定員総数	133	155	153	149	147	145
		①計		155	153	149	147	145
	確 保 の 内 容	保育所 (特定教育・保育施設)		62	65	65	65	65
		認定こども園 (特定教育・保育施設)		67	66	66	71	76
		地域型保育事業		18	18	18	18	18
		待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
		②計		147	149	149	154	159
差(②-①)			-8	-4	0	7	14	
1・2 歳児	推計児童人口(人)	1,384	1,263	1,246	1,221	1,187	1,170	
	量 の 見 込 み	必要利用定員総数	444	505	499	493	483	474
		①計		505	499	493	483	474
	確 保 の 内 容	保育所 (特定教育・保育施設)		240	247	247	257	257
		認定こども園 (特定教育・保育施設)		222	221	221	221	231
		地域型保育事業		39	39	39	39	39
		待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
		②計		501	507	507	517	527
差(②-①)			-4	8	14	34	53	
保育利用率(0～2歳児)			34.2%	34.3%	34.6%	34.8%	35.0%	

※保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口

北ブロック

- ① 既存の私立保育所の定員増を図ります。(平成28年度)
- ② 認定こども園の新設を検討します。(平成30年度)
- ③ 既存の保育所の建替を視野に入れ、併せて定員増を検討します。(平成30、31年度)

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期					
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
0 歳児	推計児童人口(人)	505	479	476	469	465	465	
	量 の 見 込 み	必要利用定員総数	60	149	147	143	140	138
		①計		149	147	143	140	138
	確 保 の 内 容	保育所 (特定教育・保育施設)		39	43	43	48	53
		認定こども園 (特定教育・保育施設)		36	42	42	55	55
		地域型保育事業		0	0	0	0	0
		待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
		②計		75	85	85	103	108
差(②-①)			-74	-62	-58	-37	-30	
1・2 歳児	推計児童人口(人)	1,083	1,037	1,069	1,064	1,054	1,042	
	量 の 見 込 み	必要利用定員総数	317	484	479	473	464	455
		①計		484	479	473	464	455
	確 保 の 内 容	保育所 (特定教育・保育施設)		158	173	173	183	183
		認定こども園 (特定教育・保育施設)		113	125	125	151	161
		地域型保育事業		0	0	0	0	0
		待機児童保育室 「あゆみ・のぞみ」		0	0	0	0	0
		②計		271	298	298	334	344
差(②-①)			-213	-181	-175	-130	-111	
保育利用率(0～2歳児)			41.8%	40.5%	40.2%	39.8%	39.3%	

※保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容

国の基本指針及び、教育・保育施設における利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による「確保の内容＝供給体制の整備」及び「実施時期」を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の内容及び実施時期は以下のとおりとします。

1 【新規】利用者支援事業

0～5歳または小学生の児童やその保護者等が、保育所・幼稚園等での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

(1) 市全域

中央ブロック：子育て支援総合センターに設置（平成27年度）

東ブロック：1か所設置（平成29年度）

西ブロック：1か所設置（平成29年度）

南ブロック：1か所設置（平成29年度）

北ブロック：1か所設置（平成29年度）

【基本情報】

提供区域	5ブロック
対象家庭類型	すべての家庭類型

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	整備目標数（か所）	1	1	5	5	5
中央ブロック	整備目標数（か所）	1	1	1	1	1
東ブロック	整備目標数（か所）	0	0	1	1	1
西ブロック	整備目標数（か所）	0	0	1	1	1
南ブロック	整備目標数（か所）	0	0	1	1	1
北ブロック	整備目標数（か所）	0	0	1	1	1

2 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、つどいの広場）

0～5歳児とその保護者が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら、子育て支援を行う事業です。

（1）市全域

東ブロック：つどいの広場1か所開設予定（平成29年度）

西ブロック：つどいの広場2か所開設予定（平成28、30年度）

南ブロック：つどいの広場2か所開設予定（平成28、31年度）

北ブロック：つどいの広場3か所開設予定（平成29、30、31年度）

【基本情報】

提供区域	5ブロック	
対象家庭類型	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月64時間未満+月64時間～120時間の一部）
	タイプD	専業主婦（夫）家庭
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （いずれかが月64時間未満+月64時間～120時間の一部）
	タイプF	無業・無業の家庭
対象年齢	0歳～5歳児	

【量の見込みと確保の内容】

	実施時期					
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
①利用者数の見込み （人日）	180,268	178,437	175,431	172,261	169,185	
内容 確保の	②受入可能人数 （人日）	127,869	138,469	149,069	159,669	170,269
	実施か所数	20	22	24	26	28
差（②－①）	-52,399	-39,968	-26,362	-12,592	1,084	

(2) 提供区域別**中央ブロック**

需要量を確保できています。

【量の見込みと確保内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み (人日)		30,321	30,592	30,807	30,839	30,660
内容 確保の	②受入可能人数 (人日)	54,668	54,668	54,668	54,668	54,668
	実施か所数	5	5	5	5	5
差(②-①)		24,347	24,076	23,861	23,829	24,008

東ブロック

つどいの広場1か所開設予定です。(平成29年度)

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み (人日)		32,607	31,546	30,466	29,375	28,211
内容 確保の	②受入可能人数 (人日)	17,831	17,831	23,131	23,131	23,131
	実施か所数	4	4	5	5	5
差(②-①)		-14,776	-13,715	-7,335	-6,244	-5,080

西ブロック

つどいの広場 2 か所開設予定です。(平成 28、30 年度)

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用者数の見込み (人日)		36,520	35,587	34,751	33,940	33,338
内容 確保の	②受入可能人数 (人日)	15,433	20,733	20,733	26,033	26,033
	実施か所数	3	4	4	5	5
差 (②-①)		-21,087	-14,854	-14,018	-7,907	-7,305

南ブロック

つどいの広場 2 か所開設予定です。(平成 28、31 年度)

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用者数の見込み (人日)		53,041	52,441	51,319	50,326	49,297
内容 確保の	②受入可能人数 (人日)	28,089	33,389	33,389	33,389	38,689
	実施か所数	4	5	5	5	6
差 (②-①)		-24,952	-19,052	-17,930	-16,937	-10,608

北ブロック

つどいの広場 3 か所開設予定です。(平成 29、30、31 年度)

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用者数の見込み (人日)		27,779	28,271	28,088	27,781	27,679
内容 確保の	②受入可能人数 (人日)	11,848	11,848	17,148	22,448	27,748
	実施か所数	4	4	5	6	7
差 (②-①)		-15,931	-16,423	-10,940	-5,333	69

3 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。

(1) 市全域

実施場所：府医師会に加入する医療機関

府助産師会に加入する助産所

その他（里帰り出産先の医療機関・助産所）

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型

【量の見込みと確保の内容】

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①健診受診見込み者数 (延べ人)	34,832	33,978	33,446	32,970	32,578

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保育士等が訪問し、地域で子育てを応援する事業です。

(1) 市全域

実施機関：子育て支援総合センター

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型

【量の見込みと確保の内容】

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①訪問対象者の見込み数 (人)	2,515	2,488	2,427	2,389	2,355
②確保の内容	2,515	2,488	2,427	2,389	2,355
差(②-①)	0	0	0	0	0

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

(1) 市全域

必要な家庭に支援を行います。

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	0歳～18歳未満

【量の見込みと確保の内容】

	実施時期				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①訪問対象者の見込み数 (人)	18	18	18	18	18
②確保の内容	18	18	18	18	18
差(②-①)	0	0	0	0	0

6 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

（1）ショートステイ事業

1～18歳未満の児童を養育する保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

① 市全域

実施施設2か所追加予定です。（平成28年度）

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型
対象年齢	1歳～18歳未満

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み（人）		91	90	88	86	84
内容 確保の	②受入可能人数 （人日）	57	93	93	93	93
	実施か所数	3	5	5	5	5
差（②－①）		-34	3	5	7	9

(2) トワイライトステイ事業

1～18歳未満の児童を養育する保護者の仕事の都合等により帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、児童養護施設などで、生活指導、夕食の提供等を行う事業です。

① 市全域

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型
対象年齢	1歳～18歳未満

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み（人）		76	76	76	76	76
内容 確保の	②受入可能人数 （人日）	76	76	76	76	76
	実施か所数	3	3	3	3	3
差（②－①）		0	0	0	0	0

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

3か月～小学6年生までの児童を養育する保護者を対象に、地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業です。

（1）市全域

需要量を確保できています。

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型
対象年齢	3か月～小学6年生

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み	（人日）	6,000	6,207	6,182	6,123	6,045
②確保の内容	活動人数（人日）	6,163	6,310	6,310	6,310	6,310
差（②－①）		-99	103	128	187	265

8 一時預かり事業

一時預かり事業には、幼稚園・認定こども園における在園児を対象にした「幼稚園型」と、保育所や地域子育て支援拠点等で実施する預かりがあります。

幼稚園における在園児を対象とした「①一時預かり（預かり保育）」は、3～5歳児が対象で、「②その他の一時預かり」は、0～5歳児を対象に、保育所等で一時的に子どもを預けることができる事業です。

(1) 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

① 市全域

中央ブロックでは供給不足となりますが、市全域では需要量を確保できており、新たな整備は不要と考えています。

【基本情報】

提供区域	5ブロック
対象家庭類型	すべての家庭類型
対象年齢	3歳～5歳児

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数の見込み (人日)	1号認定による利用	34,592	33,628	32,846	31,704	31,262
	2号認定による利用	72,520	70,499	68,860	66,465	65,539
	①計	107,112	104,127	101,706	98,169	96,801
確保の内容	②受入可能人数 (人日)	725,785	741,325	762,385	762,385	762,385
	実施か所数	24	24	24	24	24
差(②-①)		618,673	637,198	660,679	664,216	665,584

② 提供区域別

中央ブロック

ブロック内に公立幼稚園が1園しかないことから供給不足となりますが、市全域で考えると需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者数の見込み (人日)	1号認定による利用	6,724	6,789	6,774	6,728	6,718
	2号認定による利用	14,097	14,234	14,200	14,104	14,084
	①計	20,821	21,023	20,974	20,832	20,802
確保の内容	②受入可能人数 (人日)	7,050	7,050	8,790	8,790	8,790
	実施か所数	1	1	1	1	1
差(②-①)		-13,771	-13,973	-12,184	-12,042	-12,012

東ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者数の見込み (人日)	1号認定による利用	5,647	5,341	5,060	4,788	4,612
	2号認定による利用	11,838	11,196	10,608	10,037	9,668
	①計	17,485	16,537	15,668	14,825	14,280
確保の内容	②受入可能人数 (人日)	176,250	183,300	185,040	185,040	185,040
	実施か所数	7	7	7	7	7
差(②-①)		158,765	166,763	169,372	170,215	170,760

西ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者数の見込み (人日)	1号認定による利用	6,722	6,505	6,391	6,132	5,982
	2号認定による利用	14,092	13,637	13,399	12,856	12,541
	①計	20,814	20,142	19,790	18,988	18,523
確保の内容	②受入可能人数 (人日)	39,340	41,005	44,530	44,530	44,530
	実施か所数	3	3	3	3	3
差(②-①)		18,526	20,863	24,740	25,542	26,007

南ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者数の見込み (人日)	1号認定による利用	8,312	7,948	7,668	7,287	7,156
	2号認定による利用	17,426	16,662	16,077	15,277	15,003
	①計	25,738	24,610	23,745	22,564	22,159
確保の内容	②受入可能人数 (人日)	166,865	170,315	175,580	175,580	175,580
	実施か所数	6	6	6	6	6
差(②-①)		141,127	145,705	151,835	153,016	153,421

北ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者数の見込み (人日)	1号認定による利用	7,187	7,045	6,953	6,769	6,794
	2号認定による利用	15,067	14,770	14,576	14,191	14,243
	①計	22,254	21,815	21,529	20,960	21,037
確保の内容	②受入可能人数 (人日)	336,280	339,655	348,445	348,445	348,445
	実施か所数	7	7	7	7	7
差 (②-①)		314,026	317,840	326,916	327,485	327,408

(2) その他の一時預かり（保育所等）

① 市全域

東ブロック：1か所開設予定（平成29年度）

西ブロック：1か所開設予定（平成30年度）

北ブロック：2か所開設予定（平成28年度・31年度）

【基本情報】

提供区域	5ブロック	
対象家庭類型	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月64時間未満+月64時間~120時間の一部)
	タイプD	専業主婦(夫)家庭
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)
	タイプF	無業・無業の家庭
対象年齢	0歳~5歳児	

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み(人日)		10,414	10,269	10,122	9,931	9,821
内容 確保 の	②受入可能人数(人日)	8,895	9,165	9,435	9,705	9,975
	実施か所数	27	28	29	30	31
差(②-①)		-1,519	-1,104	-687	-226	154

② 提供区域別

中央ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み（人日）		1,502	1,528	1,529	1,532	1,527
内容 確保の	②受入可能人数（人日）	3,103	3,103	3,103	3,103	3,103
	実施か所数	5	5	5	5	5
差（②－①）		1,601	1,575	1,574	1,571	1,576

東ブロック

1か所開設予定（平成29年度）

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み（人日）		3,267	3,210	3,153	3,103	3,062
内容 確保の	②受入可能人数（人日）	2,428	2,428	2,698	2,698	2,698
	実施か所数	4	4	5	5	5
差（②－①）		-839	-782	-455	-405	-364

西ブロック

1か所開設予定（平成30年度）

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み（人日）		1,744	1,710	1,689	1,644	1,609
内容 確保の	②受入可能人数（人日）	856	856	856	1,126	1,126
	実施か所数	6	6	6	7	7
差（②－①）		-888	-854	-833	-518	-483

南ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み（人日）		2,035	1,971	1,916	1,846	1,814
内容 確保の	②受入可能人数（人日）	2,184	2,184	2,184	2,184	2,184
	実施か所数	8	8	8	8	8
差（②－①）		149	213	268	338	370

北ブロック

2か所開設予定（平成28、31年度）

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み（人日）		1,866	1,850	1,835	1,806	1,809
内容 確保の	②受入可能人数（人日）	324	594	594	594	864
	実施か所数	4	5	5	5	6
差（②－①）		-1,542	-1,256	-1,241	-1,212	-945

9 時間外保育事業（延長保育事業）

0～5歳児を対象に、保育所等で通常保育の前後に時間を延長して保育を行う事業です。

（1）市全域

現状の供給量で需要量を確保できています。

【基本情報】

提供区域	5ブロック	
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
対象年齢	0歳～5歳児	

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み（人）		2,281	2,236	2,191	2,132	2,099
内容 確保の	②定員（人）	4,650	4,650	4,650	4,650	4,650
	実施か所数	45	45	45	45	45
差（②－①）		2,369	2,414	2,459	2,518	2,551

（２）提供区域別

中央ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み（人）		751	760	756	753	750
内容 確保の	②定員（人）	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
	実施か所数	10	10	10	10	10
差（②－①）		359	350	354	357	360

東ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み（人）		284	268	254	240	231
内容 確保の	②定員（人）	880	880	880	880	880
	実施か所数	8	8	8	8	8
差（②－①）		596	612	626	640	649

西ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み（人）		541	525	515	495	482
内容 確保の	②定員（人）	690	690	690	690	690
	実施か所数	7	7	7	7	7
差（②－①）		149	165	175	195	208

南ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み（人）		351	336	324	309	302
内容 確保の	②定員（人）	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
	実施か所数	12	12	12	12	12
差（②－①）		799	814	826	841	848

北ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用者数の見込み（人）		354	347	342	335	334
内容 確保の	②定員（人）	820	820	820	820	820
	実施か所数	8	8	8	8	8
差（②－①）		466	473	478	485	486

10 病児・病後児保育事業

0歳～小学3年生の児童を対象に、病中あるいは病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

(1) 市全域

平成30年度1ヶ所（4ヶ所⇒5ヶ所）

平成31年度1ヶ所（5ヶ所⇒6ヶ所）

平成31年度から、供給量を確保しています。

【基本情報】

提供区域	全市	
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
対象年齢	0歳～小学3年生	

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者数の見込み（人日）		2,932	2,874	2,816	2,742	2,698
内容 確保の	②受入可能人数（人日）	1,440	1,440	1,440	2,160	2,880
	実施か所数	4	4	4	5	6
差（②－①）		-1,492	-1,434	-1,376	-582	182

11 放課後児童健全育成事業（学童保育）

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

（1）市全域

平成27年度より実施する児童の集団規模の適正化（教室の分割）に伴い、引き続き学校等に協力を求め、場所の確保に努めるとともに、児童の安全・安心な居場所としての教室運営に取り組みます。また、高学年の利用者数の見込み（受け入れ）については、教室の分割が整備できた時点において検討を行います。（各ブロックも同様）

【基本情報】

提供区域	5ブロック	
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
	タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （月64時間未満＋月64時間～120時間の一部）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （双方が月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
	タイプE'	パートタイム・パートタイム共働き家庭 （いずれかが月64時間未満＋月64時間～120時間の一部）
対象年齢	小学1年生～3年生	

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 （実績）	実施時期					
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
低学年	①利用者数の見込み（人）	1,809	1,899	1,933	1,973	1,970	1,959	
	内容 確保の	②定員（人）		2,183	2,320	2,442	2,442	2,442
		実施か所数		32	32	32	32	32
	差（②－①）			284	387	469	472	483
高学年	①利用者数の見込み（人）		106	105	108	109	111	
	内容 確保の	②定員（人）		0	0	0	0	0
		実施か所数		0	0	0	0	0
	差（②－①）			-106	-105	-108	-109	-111

※民間学童2か所含む

※「放課後子ども教室推進事業」について

国において策定された『放課後子ども総合プラン』*¹に基づき、学童保育室と連携しながら、子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、放課後等に豊かな体験活動を行うことで、次代を担う人材育成を目的とした事業です。本市では全小学校区で本事業を展開しています。今後も、地域の実行委員会や学童保育室と連携しながら、全ての児童の居場所の確保と活動の充実を図ります。

	平成 26年度 (実績)	実施時期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
実施か所数	32	32	32	32	32	32
（内「一体型」* ² 数）	30	30	30	30	30	30

*1 『放課後子ども総合プラン』

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省と文部科学省が共同で策定したプラン。

*2 「一体型」

同一の小学校内等で両事業（学童保育室と放課後子ども教室）を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

（厚生労働省・文部科学省共同策定『放課後子ども総合プラン』より）

(2) 提供区域別

中央ブロック

【量の見込みと確保の内容】

	平成 26年度 (実績)	実施時期					
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
低学年	①利用者数の見込み（人）	306	324	326	337	339	344
	内容 確保の	②定員（人）	332	332	400	400	400
		実施か所数	4	4	4	4	4
	差（②-①）		8	6	63	61	56
高学年	①利用者数の見込み（人）		19	20	22	22	23
	内容 確保の	②定員（人）	0	0	0	0	0
		実施か所数	0	0	0	0	0
	差（②-①）		-19	-20	-22	-22	-23

東ブロック**【量の見込みと確保の内容】**

		平成 26年度 (実績)	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
低学年	①利用者数の 見込み（人）	354	365	367	369	361	356
	内容 確保の	②定員（人）	450	478	492	492	492
		実施か所数	7	7	7	7	7
	差（②－①）			85	111	123	131
高学年	①利用者数の 見込み（人）		21	20	19	19	18
	内容 確保の	②定員（人）	0	0	0	0	0
		実施か所数	0	0	0	0	0
	差（②－①）			-21	-20	-19	-19

※民間学童1か所含む

西ブロック**【量の見込みと確保の内容】**

		平成 26年度 (実績)	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
低学年	①利用者数の 見込み（人）	338	369	376	387	390	389
	内容 確保の	②定員（人）	390	423	435	435	435
		実施か所数	6	6	6	6	6
	差（②－①）			21	47	48	45
高学年	①利用者数の 見込み（人）		20	20	20	21	21
	内容 確保の	②定員（人）	0	0	0	0	0
		実施か所数	0	0	0	0	0
	差（②－①）			-20	-20	-20	-21

南ブロック

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
低学年	①利用者数の 見込み（人）	351	376	380	395	396	403
	内容 確保の	②定員（人）	484	496	524	524	524
		実施か所数	6	6	6	6	6
	差（②－①）			108	116	129	128
高学年	①利用者数の 見込み（人）		23	23	23	23	24
	内容 確保の	②定員（人）	0	0	0	0	0
		実施か所数	0	0	0	0	0
	差（②－①）			-23	-23	-23	-23

北ブロック

【量の見込みと確保の内容】

		平成 26年度 (実績)	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
低学年	①利用者数の 見込み（人）	460	465	484	485	484	467
	内容 確保の	②定員（人）	527	591	591	591	591
		実施か所数	9	9	9	9	9
	差（②－①）			62	107	106	107
高学年	①利用者数の 見込み（人）		23	22	24	24	25
	内容 確保の	②定員（人）	0	0	0	0	0
		実施か所数	0	0	0	0	0
	差（②－①）			-23	-22	-24	-24

※民間学童1か所含む

12 【新規】実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(国から実施要綱等が提示され次第、実施内容を検討します。)

13 【新規】多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

(国から実施要綱等が提示され次第、実施内容を検討します。)

第5節 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

1 認定こども園への移行に伴う支援及び普及に係る基本的考え方

認定こども園は、保育所と幼稚園の特長をあわせ持ち、保護者の就労等の有無に関わらず、教育・保育を一体的に提供することができます。認定こども園への移行を希望する保育所や幼稚園の事業者からの相談に対し、教育・保育提供区域ごとの教育・保育施設等の利用状況をはじめ、それぞれの提供区域における利用者の意向や事業者の希望なども踏まえたうえで、財政支援等を含めた説明・助言を行うなど、認定こども園への適切な移行と普及に努めます。

2 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえた幼児期の質の高い教育・保育を提供することが必要です。

このため、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、すべての施設・事業所に所属する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等を対象とした合同研修や情報交換等を行い、教育・保育に関する共通理解や専門的技術の向上、人材育成に努めます。

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提としながらも、地域や社会が保護者に寄り添い、親としての成長を支えることにより、すべての子どもの健やかな育ちを目指します。

また、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、地域のニーズに対応した切れ目のない子育て支援を充実します。その際、障害のある子どもなど社会的支援の必要な子どもが教育・保育を円滑に受けることができるように対策を講じます。

なお、これらの事業の実施に当たっては、「こども育成支援会議」において、事業内容の検討や進行状況の管理を行います。

4 教育・保育施設、地域型保育事業の相互連携と保・幼・小・中の連携

すべての子どもが等しく質の高い幼児期の教育・保育を受けられるよう、公私立、施設・事業の種類の区別に関わらず相互の連携を図ります。

また、幼児期の教育・保育から小・中学校の教育への各段階の壁を解消し、円滑な接続に努めます。